

南伊勢町地域強靱化計画

～南伊勢町を災害の強いまちに～



令和 3 年 3 月改定

(令和 4 年 3 月一部改定)

(令和 5 年 3 月一部改定)

(令和 6 年 3 月一部改定)

(令和 8 年 3 月一部改定)

南伊勢町

計画の基本構成

1 計画の趣旨、位置づけ	
(1) 計画の改定趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
2 南伊勢町の地域強靱化の基本的考え方	
(1) 南伊勢町の地域強靱化の役割	2
(2) 南伊勢町の地域強靱化の基本目標及び事前に備えるべき目標	8
(3) 南伊勢町の地域強靱化を進める上での基本的な方針	9
3 脆弱性評価	
(1) 脆弱性評価の考え方	10
(2) 脆弱性評価において想定するリスク	11
(3) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	13
(4) 施策分野の設定	15
(5) 「最悪の事態」回避に向けた現行施策の分析・評価	16
4 施策の推進方針	
(1) 南伊勢町の強靱化に向けた施策の推進方針の考え方	39
(2) 推進事業の設定	39
(3) 推進方針	40
5 計画の着実な推進に向けて	
(1) P D C Aサイクルによる計画推進	73
(2) 推進体制	73
(3) 計画の見直し等	73
別紙1 ≪リスクシナリオ別 重要業績指標（KPI）≫	74

1 計画の趣旨、位置づけ

(1) 計画の改定趣旨

南伊勢町は、古くから東南海地震・南海地震などによる地震・津波被害を受けてきた地域であり、近い将来、南海トラフを震源とする地震による甚大な被害の発生が危惧されている。

いつ起こるか予想できない大災害への備えは、平時のまちづくりが防災対策になるものでなければならないことから、国の「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」（という。）」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）を踏まえ平成 27 年に「南伊勢町地域強靱化計画」を策定した。

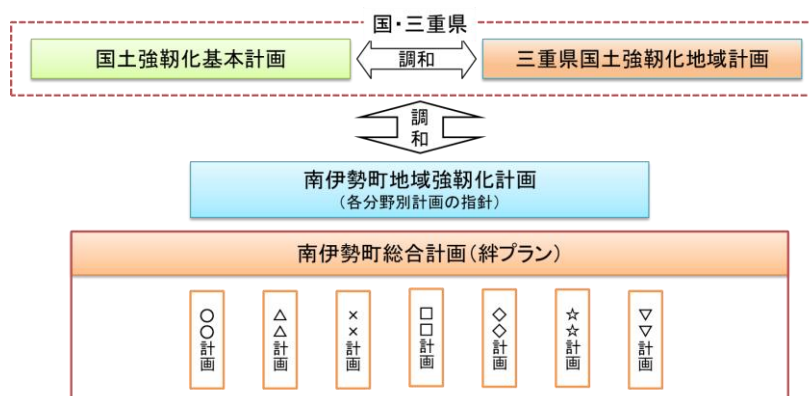
その後、国では近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映するため平成 30 年 12 月に基本計画の見直しが行われるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」、令和 2 年 12 月「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を閣議決定し、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向け、重点的に取り組んでいる。

一方、三重県では平成 27 年 7 月に策定した「三重県国土強靱化地域計画」（以下、「県の地域計画」という。）を、基本計画の内容を踏まえ令和 2 年 10 月に改訂している。

こうした背景から今回、国や県の強靱化に関する計画・政策等と調和を図りつつ、関係者相互の連携のもと、南伊勢町における地域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として策定した計画を改定する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく地域強靱化計画であり、本町における地域の強靱化に関し、本町の総合計画や地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針（＝アンブレラ計画）となるものである。また、基本法第 14 条の規定に基づき、基本計画と調和を保つとともに、県の地域計画とも調和を図るものとする。



2 南伊勢町の地域強靱化の基本的考え方

(1) 南伊勢町の地域強靱化の役割

多様な大規模自然災害で想定されるリスクを特定し、事前に備えておくことで、町民の生命や財産を守り、本町の社会経済活動を維持、迅速な復旧・復興を可能にする。

また、本町の地域特性等を活かし、国全体の強靱化に寄与する。

①南伊勢町の地域特性

◆自然的・地理的条件

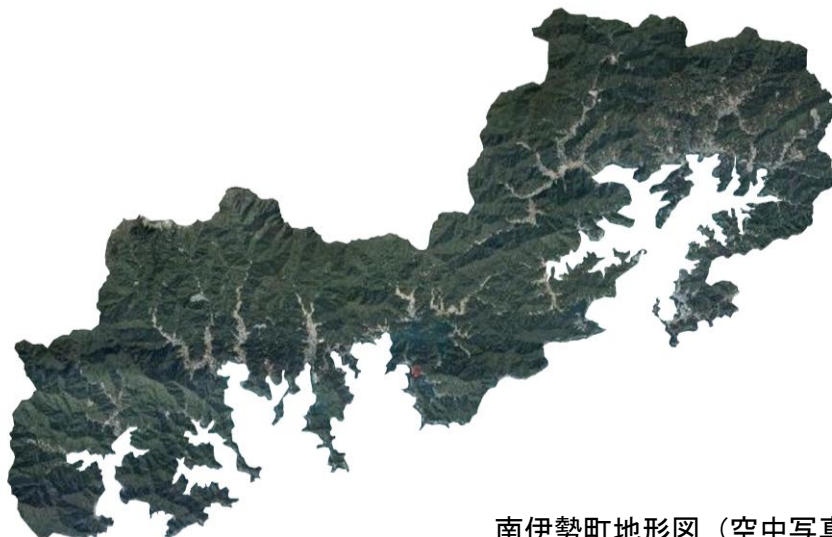
紀伊半島沿岸東部、度会郡の南端に位置する本町は、東に志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南側は広袤たる熊野灘に面してリアス式の海岸を有し、その海岸線を中心に町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定され、良好な環境が保たれている。山の緑と海岸が織りなす調和のとれた自然は豊かで美しく恵みに溢れ、「伊勢の南玄関」として知られている。

しかしながら、その反面、町域の85%を占める山林は全般に急峻で、平坦部は極めて少なく、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕地が散在する農山村部とに分かれており、38の集落で形成される典型的な農山漁村地域である。

	総面積	耕地	宅地	山林	その他
南伊勢町	241.89 (100.0%)	5.57 (2.3%)	2.79 (1.2%)	206.29 (85.3%)	27.24 (11.3%)

(単位平方キロメートル)

(資料：三重県市町要覧 令和2年度版)



南伊勢町地形図（空中写真）

◆災害の歴史

南伊勢町では、過去に幾度も風水害や地震による被害を受けており、その主な風水害や地震を以下に整理した。

1959年（昭和34年）の伊勢湾台風では、高潮と強風による甚大な被害が発生、三重県では1,233名の死者を数え、建物の全壊は5,000棟を超える被害となった。

2004年（平成16年）台風21号では、台風の通過時に、紀勢・東紀州・中部で記録的な大雨となり、大台町(旧宮川村)で斜面崩壊、土石流が発生し、紀北町(旧海山町)で船津川が氾濫するなど、三重県内で10名の死者・行方不明者を数えた。

また、三重県では、1854年（安政元年）の安政東海地震および1944年（昭和19年）の東南海地震で、揺れと津波による被害に襲われ、多くの死者を出している。

○三重県に大きな被害を及ぼした過去の主な風水害

西暦	過去の主な風水害
2011年	紀伊半島大水害
2004年	台風21号による豪雨
1982年	梅雨前線、台風10号及び低気圧による暴風雨と大雨
1971年	三重県南部の集中豪雨
1967年	台風34号
1959年	台風15号（伊勢湾台風）

○三重県に被害を及ぼした過去の主な地震（理科年表より）

◇プレート境界型地震

西暦	過去の主な地震
1946年	昭和南海地震（M8.0）
1944年	昭和東南海地震（M7.9）
1854年	安政南海地震（M8.4）
1854年	安政東海地震（M8.4）
1707年	宝永地震（M8.6）
1605年	慶長地震（M7.9）
1498年	明応地震（M8.2～8.4）

◇内陸直下型地震

西暦	過去の主な地震
1891年	濃尾地震（M8.0）
1854年	伊賀上野地震（M7 1/4）
1819年	文政地震（M7 1/4）
1586年	天正地震（M≒7.8）

◆人口

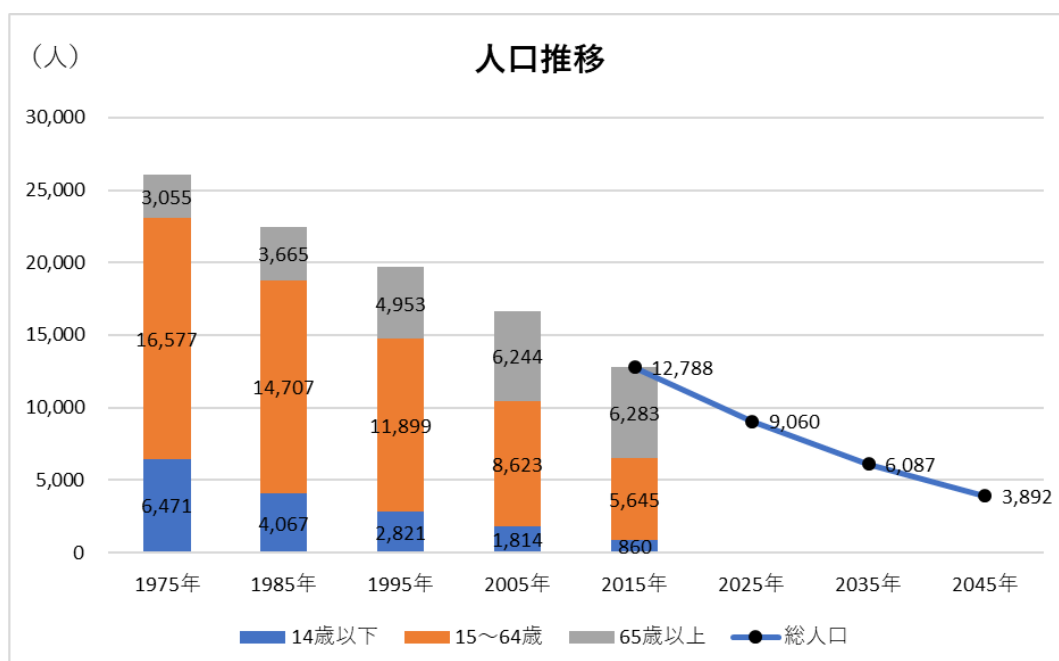
現在の人口は、総数で約11,985人、約5,824世帯となっている。

男性	5,596人
女性	6,389人
総人口	11,985人
世帯数	5,824世帯

(令和2年12月31日 現在)

◆人口・世帯数の推移（国勢調査）

人口・世帯数の推移から、人口減少の傾向は続き、将来にかけて少子・高齢化が進む傾向となっている。

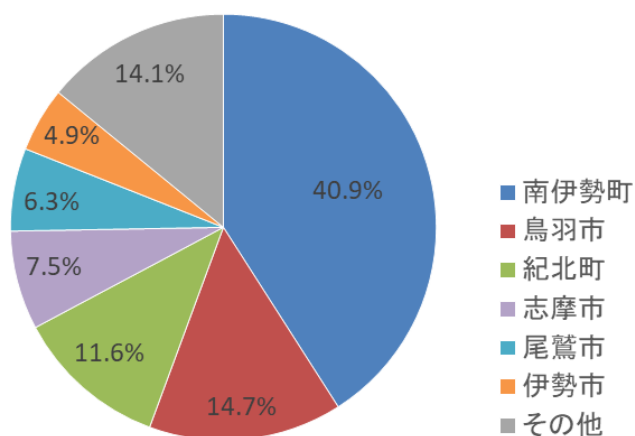


注 1) 人口推移は平成 27 年(2015 年)の国勢調査による。

注 2) 将来人口推計値は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」による。

◆産業

海に恵まれた本町の漁業は、古くから遠洋漁業をはじめ定置網・刺し網・一本釣りなどの沿岸漁業を営んできたが、現在は、まき網漁業や養殖漁業がその主体となっている。漁獲量は県内総漁獲量の40.9%（平成30年海面漁業生産統計）を占め、三重県一を誇る「漁業のまち」である。また、鯛や伊勢海老、カキやアワビにサザエ、アオサなど活きの良い新鮮な食材が一年を通してある。



図：県内漁獲量
（平成30年海面漁業生産統計）

◆南伊勢町の自然と人々の暮らし

・海と生き、山と暮らしてきた南伊勢

深く入り込んだ湾を生かして、古くから漁業や製塩、海上交通の拠点として栄え、真珠養殖や母貝養殖を大々的に営んできた海とともに生きてきた町である。一方、北側は山地が迫っているため、平地に恵まれていないが、貴重な田畑を大切に耕し、日当たりの良い斜面を農業などに生かすとともに、山地は製塩のための薪を得たり、炭焼きに生かすなど、海・山・川を暮らしの資源として生かし、美しく雄大な自然を大切に守ってきた町であり、町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定され、ハートの入り江や親子大橋、南海展望台など素晴らしい景色のスポットが沢山ある。



・魚とみかんをなりわいとして生きてきたまち

漁業や農林業を基幹産業として生きてきた町で、漁獲量は三重県一を誇る。農業では、南斜面の日照を生かし、町内外から高く評価を受けている柑橘や五ヶ所小梅などを栽培している。



・気さくで純朴なまち

主に集落を単位として、人と人との繋がりが深く、高齢者や子育て世代にとってものんびりのどかに安心して暮らせる町である。



②南伊勢町の置かれている現状の認識

- ・町域の85%を占める山林は全般に急峻で平坦部は極めて少なく、海に面した僅かな沿岸部の低平地に民家が集中しており、地震や津波、風水害等の自然災害に対して脆弱な地理的条件となっている。

平成23年3月の東日本大震災のあと、本町においても南海トラフ巨大地震（最大津波高21.8m）等による被害が危惧されている。

このため、町では一次避難場所の整備を進め、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を作成し全町民に配布を行ったところである。

- ・本町では、少子・高齢化や人口・世帯数の減少が進み、高齢化率は50%を越え県内市町でのトップになり、集落機能を維持することが難しくなっている地区もみられる。
- ・水産業では藻場の減少や漁場の老朽化や魚価の低迷などにより、漁業経営は厳しい状況にあり、農林業では、深刻な鳥獣被害により営農意欲の低下や木材の輸入の自由化などによる価格の低迷など厳しい状況となっている。そういった影響などにより、南伊勢町に生まれ成人するまでに半数以上が町外に出てしまうという厳しい状況が続いている。
- ・観光面では、美しく雄大な自然だけではなく、良質な温泉資源や、野口雨情の歌碑が日本で一番多く建つまちであることなどの資源は豊富であるが、それを集客に生かされていない。

③南伊勢町の地域強靱化の方向性

②で整理した現状認識を踏まえ、地域強靱化に向けて本町の目指す方向性は、次の2本柱とする。

強靱な地域づくり

どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を目指す。

平時からの活動

災害時などに防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時から備えを行うことにより、持続的な社会の構築、ひいては地域の活性化ならびに経済の活性化を目指す。

(2) 南伊勢町の地域強靱化の基本目標及び事前に備えるべき目標

前項で示した南伊勢町強靱化の役割を踏まえ、基本目標及び事前に備えるべき目標を以下のとおり設定する。

① 基本目標の設定

- 町民の生命の保護が最大限図られること
- 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 本町の迅速な復旧・復興を可能にすること

② 事前に備えるべき目標

- 直接死を最大限防ぐ
- 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 必要不可欠な行政機能は確保する
- 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 経済活動を機能不全に陥らせない
- ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する

(3) 南伊勢町の地域強靱化を進める上での基本的な方針

本町の地域強靱化については、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進める他、被災前よりもより災害に対して強靱な地域づくりを行っていく、「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」の取組を目指し、本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

①地域強靱化の取組姿勢

- 地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- 長期的視野を持った計画的な取組の推進
- 地域間連携の強化、地域の活力の向上、「自立・分散・協調」型の地域への転換
- 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組の推進

②適切な施策の組み合わせ

- ハード、ソフト対策の適切な組み合わせ
- 国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- 平時の有効活用

③効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用
- 民間資金の積極的活用
- 施設等の効率的、効果的な維持管理
- 土地の合理的利用の促進
- 研究開発の推進と成果の推進
- コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

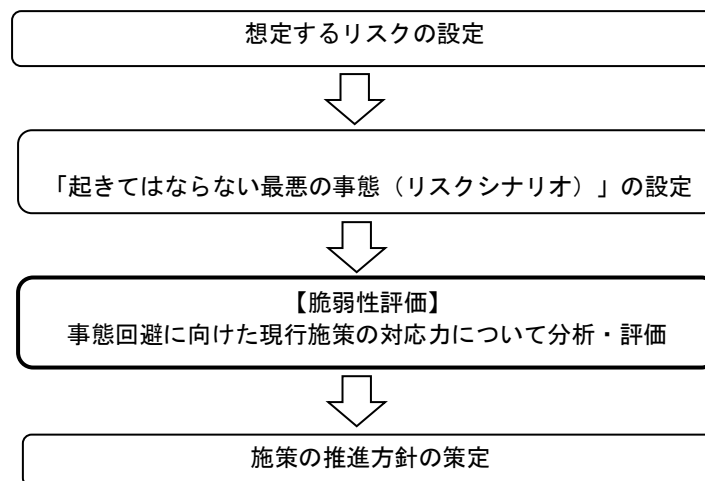
3 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、本町の地域強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセス（基本法第9条5項）である。

脆弱性評価に当たっては、国土強靱化基本計画の策定に際し、国が実施した評価方法を参考に、以下の枠組みにより実施する。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



(2) 脆弱性評価において想定するリスク

- ・国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象を絞る。
⇒ 原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
- ・本計画においては、最終的には、特定の自然災害に限定せず、町内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定することとするが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることから、南海トラフ地震災害・津波を一番のリスクとし、風水害等についても想定することとする。
- ・国土全体の強靱化への貢献という観点から、南海トラフ地震など、大規模自然災害のリスク低減に向けた南伊勢町の対応力についても併せて評価する。

①町内における自然災害リスク

●地震

想定地震	最大震度	備考
南海トラフ地震	7	
養老―桑名―四日市断層帯	5強	
布引山地東縁断層帯(東部)	6弱	
頓宮断層	5弱	

※「三重県 地震被害想定結果」(平成26年3月三重県防災対策部)より

●津波

想定地震	最大津波高	備考
南海トラフ地震	21.8m	

※「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)」(平成24年4月内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会)より

●風水害等

局地的集中豪雨、土砂災害、高潮・高波、強風

南海トラフ地震

「南海トラフ巨大地震対策について（平成25年5月）」（中央防災会議）における想定断層及び地震動予測結果を以下に示す。

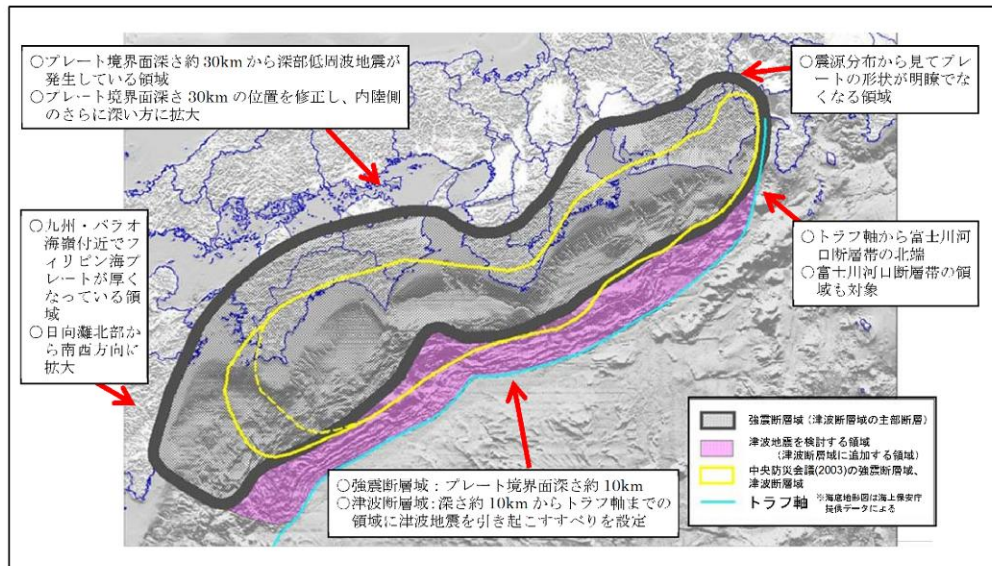


図1 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域

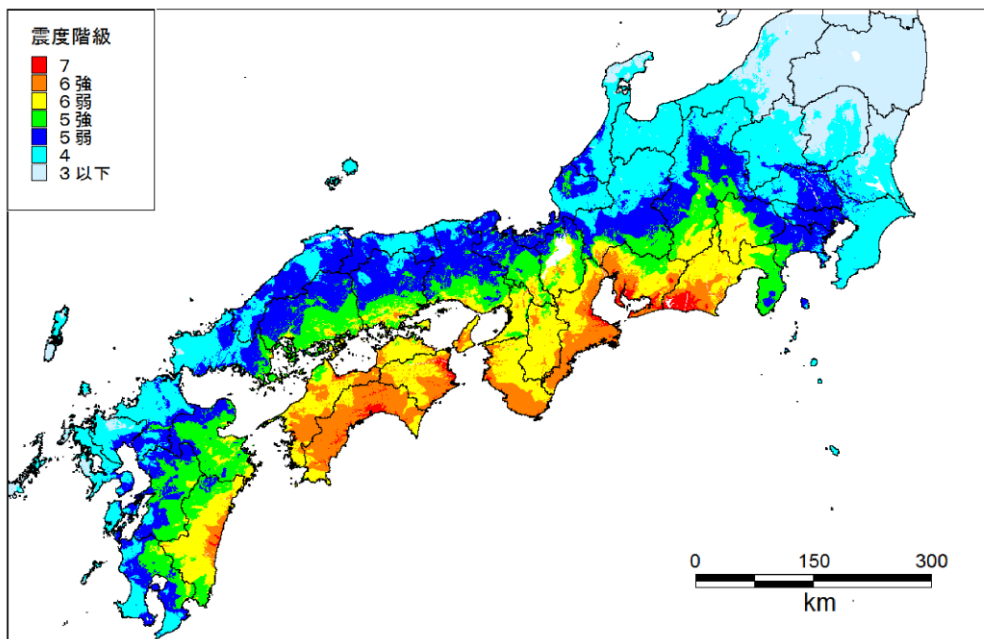


図5（下） 陸側ケースの震度分布

(3)「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国土強靱化基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を元に、本町の地域特性等を踏まえるとともに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の追加・統合・組み替え等を行い、本地域計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

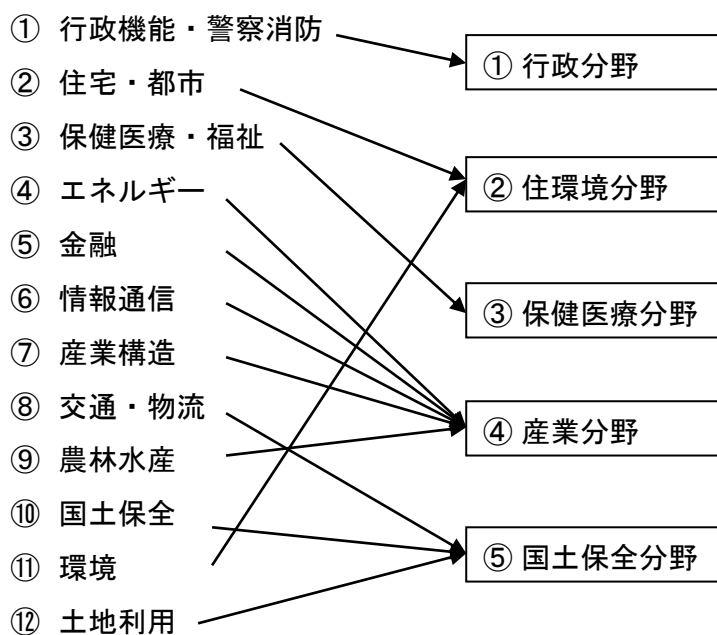
起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I. 町民の生命の保護が最大限図られること II. 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な傷害を受けず維持されること III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること IV. 本町の迅速な復旧・復興を可能にすること	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震による建物の倒壊や、津波の発生による多数の死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊等による多数の死傷者の発生
			1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	浦々等に点在する 38 の集落における長期にわたる孤立集落等の発生
			2-3	災害救助における活動拠点、人員、資機材等の絶対的不足
			2-4	想定を超える大量の避難者や帰宅困難者等（観光客・通勤者を含む）の発生・混乱
			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-6	被災地における疾病・感染等の大規模発生
			2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	災害対策拠点施設の倒壊や拠点機能の混乱等による災害対応機能の機能不全
			3-2	役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下や停止
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
			4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
			5-2	海岸線沿い東西約 55 k m にわたる唯一の基幹道路（国道 260 号）が分断することによる道路交通網の麻痺等
			5-3	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人材への甚大な影響
			5-4	大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞
			5-5	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
			5-6	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
			6-5	防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
			7-4	避難路及び避難経路における通行不能による多数の死傷者の発生
			7-5	防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物や災害発生土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
			8-4	治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
			8-5	広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-6	事業用地の確保、応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

(4) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取り組みは、次の12の施策分野を統合し、5つの施策分野及び南伊勢町の地域特性を鑑み6つの横断的分野に分けて整理する。

● 施策分野



《関係各課》	
・	総務課
・	防災安全課
・	まちづくり推進課
・	管財契約課
・	税務住民課
・	環境生活課
・	クリーンセンター
・	子育て・福祉課
・	高齢者支援課
・	観光商工課
・	水産農林課
・	種苗センター
・	建設課
・	上下水道課
・	会計課
・	議会事務局
・	教育委員会事務局
・	町立南伊勢病院

● 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション分野
- ② 老朽化対策分野
- ③ 地域振興分野
- ④ 若者定住分野
- ⑤ 人材育成
- ⑥ 官民連携

(5)「最悪の事態」回避に向けた現行施策の分析・評価

- ・前項で設定した40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、事態回避に資する現行施策を抽出する。
- ・各施策の取組状況や課題を整理し、現行施策の対応力について分析・評価する。
- ・評価の参考指標として、各施策に関連する数値データ（現状値）を活用する。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震による建物の倒壊や、津波の発生による多数の死傷者の発生

- ・災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う必要がある。
- ・保育所4園、小学校3校のうち、海拔が低く津波発生時に浸水すると予想される区域に建つ保育所2園、小学校2校を高台に移転し安全性を確保する必要がある。R5年度に南勢地区の保育所2園（内、浸水予想区域内1園）を統合し、高台へ整備する事業に着手している。
- ・小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、不特定多数が集まる施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることが想定されることから、耐震化のより一層の促進を図る必要がある。
- ・社会福祉施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化改修や非常用自家発電設備の設置や老朽化に係る改修を促進していく必要がある。また、災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、社会福祉施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進していく必要がある。
- ・指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する必要がある。
- ・消防活動や災害時に地域の防災を担う若者や女性の消防団員確保や昼間の出動体制を考慮した体制を整備する必要がある。
- ・海拔が低い地域については、南海トラフ地震・津波から人命を守り、安全で安心して暮らせる高台への住宅用地の確保と自然に配慮した団地等の整備を行う必要がある。
- ・生活エリアの多くが南海トラフ巨大地震の津波被害が想定されるなかで、津波から人命を守るための避難場所や公共施設等として利用可能な場所を確保する必要がある。そのため、山林斜面等において安全な平地空間の形成や防災公園の整備を行う必要がある。
- ・大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する必要がある。
- ・緊急輸送道路である国道260号の船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学生の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波被害に強いバイパス道路として整備する必要がある。

る。

- ・緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を行う必要がある。
- ・公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する必要がある。
- ・地震・津波災害の被害を拡大させないためには、「稲むらの火」のような物語を後世に渡し、伝えていくことが重要であり、小中学校児童・生徒に対する防災教育を実施していく必要がある。
- ・住宅の耐震診断や耐震化・除却に関する補助金の交付を行っているが、耐震化に対する認識不足や経済的な負担が必要なことから耐震化が進んでいない状況である。大規模地震における住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、住宅の耐震化率を上げる必要がある。
- ・老朽化が著しい町営住宅については、居住者の生命の安全を確保するため、住宅の定期的な点検を行うとともに、長期的、計画的な視点で適正な維持管理や更新を行う必要がある。
- ・地震発生時における人的被害軽減のため、より多くの町民が家具や冷蔵庫等の転落防止策を講じるよう促進する必要がある。
- ・津波ハザードマップ及び津波避難計画を活用した避難体制の確立を行い、町民への周知の徹底を図る必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊等による多数の死傷者の発生

- ・保育所 4 園、小学校 3 校のうち、海拔が低く津波発生時に浸水すると予想される区域に建つ保育所 2 園、小学校 2 校を高台に移転し安全性を確保する必要がある。R5 年度に南勢地区の保育所 2 園（内、浸水予想区域内 1 園）を統合し、高台へ整備する事業に着手している。
- ・小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、不特定多数が集まる施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることが想定されることから、耐震化のより一層の促進を図る必要がある。
- ・指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する必要がある。
- ・大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する必要がある。
- ・公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、有益な公共施設の適正な維持保全活動を実施していく必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ・指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する必要がある。
- ・大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する必要がある。
- ・河川、海岸の堤防や樋門、水門及び漁港施設等については、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、老朽化対策や維持管理、また、津波被害リスクが高い漁港海岸においては、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作の取組推進を行う必要がある。
- ・社会福祉施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進していく必要がある。
- ・大雨による道路冠水における排水路の整備や高潮等の異常水位による安全対策及び浸水対策を講じる必要がある。
- ・洪水時等の避難を円滑にするための洪水ハザードマップの作成などのソフト対策を推進する必要がある。
- ・気象予警報、洪水予報等の河川情報、流域の雨量や河川水位情報等を迅速に把握し、効率的な水害対策を実施する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する必要がある。
- ・大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する必要がある。
- ・土砂災害に対する避難訓練や防災教育による防災意識の啓発を図る必要がある。
- ・土砂災害の危険箇所立地する公共施設及び要配慮者利用施設については、施設を利用する町民や児童・生徒の生命の保護のため、急傾斜地崩壊対策施設等の整備や施設の移転などを検討する必要がある。
- ・現在、土砂災害警戒区域の指定を県により進めており、順次、基礎調査の結果をもとに土砂災害の危険性を住民に周知するとともに、区域の指定の促進をする必要がある。また、変更が必要となった箇所は速やかに変更する必要がある。
- ・現在の土砂災害警戒区域で見直しが必要となった箇所について、基礎調査の結果をもとに土砂災害の危険性を住民に周知するとともに、区域の指定の変更を促す必要がある。
- ・土砂災害ハザードマップの作成や町民への土砂災害に関する情報の周知徹底を図り、警戒避難体制や有効な警戒避難情報等の伝達方法の確立を推進する必要がある。
- ・土砂災害における危険箇所の点検を実施するとともに、国や県の施策等の効果的な活用を図り、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊対策施設等を整備する必要がある。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ・災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う必要がある。
- ・小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、不特定多数が集まる施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることが想定されることから、耐震化のより一層の促進を図る必要がある。
- ・社会福祉施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化改修や非常用自家発電設備の設置や老朽化に係る改修を促進していく必要がある。また、災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、社会福祉施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進していく必要がある。
- ・災害時に飲料水を確保するため指定配水池に緊急遮断弁を設置し給水拠点を整備する必要がある。
- ・水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する必要がある。なお、ライフラインの復旧率：地震後 1 ヶ月後の断水率は 98% である。
- ・水道の基幹管路の耐震化率は 18.0% (R1) であり、引き続き耐震化を進めるとともに、南伊勢町水道ビジョンに基づき、適切な維持管理体制を確立する必要がある。
- ・災害時には、被災者への食料の供給拠点として、また、平時には高齢者福祉対策として地元食材を使った高齢者用弁当及び健康弁当（減塩食）の給食（配食）サービス事業を行うため、廃校となる学校施設（給食施設）の整備を行う必要がある。
- ・避難物資を整備するための備蓄倉庫の整備率は 79% であるため、順次整備していく必要がある。また、協定団体からの輸送された物資を中継する倉庫が必要である。
- ・大規模地震災害の発生時における避難の長期化に備え、食料、飲料水等の適切な備蓄管理体制を構築する必要がある。
- ・食料・飲料水等、生命に関わる物資供給をはじめ、医療、救急など災害時の応急対策に必要な事項について、県や近隣市町、民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する必要がある。
- ・より確実な救援・救護に向けて、RORO 船（フェリー）等による車両（救援物資等）の被災地への直接乗り入れ等について方法を検討し、港湾漁港を整備促進していく必要がある。

2-2 浦々等に点在する 38 の集落における長期にわたる孤立集落等の発生

- ・災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う必要がある。
- ・廃校等の空き施設を活用した福祉施設・地域活性化拠点の整備（災害時には避難場所として利用し、平時はコミュニティ活性化、高齢者対策で活用）を行う必要がある。
- ・緊急輸送道路である国道 260 号の船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別も

なく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学生の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波被害に強いバイパス道路として整備する必要がある。

- ・緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を行う必要がある。
- ・公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する必要がある。
- ・災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保できる孤立化防止対策を促進する必要がある。
- ・災害発生時に迅速かつ効率的な災害対策活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能、体制の確保、強化を図るとともに、被災地域の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集体制を強化する必要がある。
- ・地震や津波による地域の孤立を防ぐため、避難路や地域間の道路上にある橋梁の耐震対策を推進する必要がある。
- ・各地区の町民と地区担当の役場職員が協働し、地域づくり支援事業における新たな仕組みづくりを推進する必要がある。

2-3 災害救助における活動拠点、人員、資機材等の絶対的不足

- ・住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力を向上させる必要がある。
- ・災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。
- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる必要がある。また、三重県はじめ、関係機関との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携を強化する必要がある。
- ・消防活動や災害時に地域の防災を担う若者や女性の消防団員確保や昼間の出動体制を考慮した体制を整備する必要がある。
- ・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動をはじめ大規模災害発生時の町民の避難誘導や二次災害の防止等の重要な役割を担っている。地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくためには、消防団への入団の促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化と団員に対する安全対策を徹底していく必要がある。

2-4 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者等（観光客・通勤者を含む）の発生・混乱

- ・災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う必要がある。
- ・災害時に飲料水を確保するため、指定配水池に緊急遮断弁を設置し給水拠点を整備する必要がある。
- ・水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する必要がある。なお、ライフラインの復旧率：地震後 1 ヶ月後の断水率は 98%である。
- ・水道の基幹管路の耐震化率は 18.0%（R1）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、南伊勢町水道ビジョンに基づき、適切な維持管理体制を確立する必要がある。
- ・災害時には、被災者への食料の供給拠点として、また、平時には高齢者福祉対策として地元食材を使った高齢者用弁当及び健康弁当（減塩食）の給食（配食）サービス事業を行うため、廃校となる学校施設（給食施設）の整備を行う必要がある。
- ・避難物資を整備するための備蓄倉庫の整備率は 79%であるため、順次整備していく必要がある。また、協定団体からの輸送された物資を中継する倉庫が必要である。
- ・大規模地震災害の発生時における避難の長期化に備え、食料、飲料水等の適切な備蓄管理体制を構築する必要がある。
- ・避難場所における長期間に及ぶ多くの避難者に対する食料、飲料水の確保に対応するため、三重外湾漁業協同組合や伊勢農業協同組合と協定を結んでいるが、町内の食料品スーパー等とも協定を結ぶ必要がある。
- ・若者定住と産業振興を図るため、伊勢志摩連絡道や県道南勢磯部線、国道 260 号にサニーロード（県道 169 号玉城南勢線）、県道伊勢南島線を含めた広域的な観光周遊ルートを確立し、継続的に観光誘致ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所として活用する必要がある。
- ・避難者や帰宅困難者等（観光客・通勤者を含む）の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ・災害時の医療確保のため、関係機関等との情報の共有化を図るとともに、平時から大規模災害を想定した災害対応訓練を近隣市町や周辺医療機関等との連携により実施する必要がある。
- ・医師・看護師等の医療スタッフの継続的・安定的確保を図る必要がある。
- ・災害時対応拠点病院としての整備と職員の訓練の実施とともに、災害発生時においても業務を継続して遂行できるように BCP 計画を策定する必要がある。
- ・災害時の医療確保のため、関係機関等との情報の共有化を図るとともに、平時から大規模災

害を想定した災害対応訓練を近隣市町や周辺医療機関等との連携により実施する必要がある。

- ・大規模災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→搬送へと繋がる体制について、関係機関等と協力のうえ構築する必要がある。
- ・平時から町民の健康増進などの協議を行う必要がある。
- ・町民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康意識を高め健康に関心を持てるよう健康教育などを行っていく必要がある。
- ・介護サービスと支援体制の充実を図る必要がある。
- ・子育て支援の充実や妊産婦・乳幼児の健康管理の充実を図る必要がある。
- ・地域包括ケア（保健、医療、介護サービス機能の一元化）システムの充実・深化を図る必要がある。
- ・在宅医療・介護を支える関係機関・多職種の関係づくりが必要である。
- ・地域ケアについて、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握する必要がある。個別ケースにおける課題分析等から、地域課題を把握し、資源の開発や人材育成、仕組みづくりを行っていく必要がある。
- ・町民の暮らし・医療・介護の状況を総合的に把握・分析し、保健、医療、介護についての取り組みの効果検証を行い、地区において必要と判断される取り組みを行う必要がある。
- ・平時には固形燃料を活用して産業振興に活用できるバイオマス発電設備等の災害に強い自立分散型エネルギー等を導入する必要がある。
- ・災害時における広域連携・支援体制を確立するため、燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等と連携を結んでおく必要がある。

2-6 被災地における疾病・感染等の大規模発生

- ・道路啓開、し尿くみ取りに必要な重機・車両等の格納施設は現在海拔の低い地点にあるか格納施設が無い場合、高台へ整備する必要がある。また、災害復旧に係る資材置き場の整備も合わせて行う必要がある。
- ・避難場所での新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 等感染症の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェックや手洗い、うがい、マスクの着用の推奨など、避難場所での感染に対する対応の体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める必要がある。
- ・火葬場やごみ焼却施設等の環境衛生保全のために必要な施設の耐震化や非常用電源の整備を推進する必要がある。
- ・大規模地震、津波等の発生により遺体を安置するため、南勢地区、南島地区に遺体安置所の整備を今後検討していく必要がある。

- ・感染症の感染拡大を防止する体制を充実させる必要がある。
- ・感染症の発生や、まん延を防ぐため、平時から予防接種等の健康管理を促進する必要がある。
- ・公衆衛生の向上の観点から、危険な空き家については、条例等に基づいて所有者への空き家の適正管理が必要である。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ・避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備をするとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化する必要がある。
- ・乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルを策定する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する必要がある。
- ・地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- ・避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭でも必要な備蓄等を進める必要がある。
- ・車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る県・関係市町等との連携スキームを構築する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を行う必要がある。
- ・主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、関係市町、医療関係者、災害ボランティア、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。
- ・かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、近隣の医療機関で連携し適切な処置を行う必要がある。

- ・住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じた的確に周知する必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す必要がある。
- ・避難所から応急仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 災害対策拠点施設の倒壊や拠点機能の混乱等による災害対応機能の機能不全

- ・災害対策拠点となる役場施設の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要がある。
- ・役場庁舎が被災した場合でも、災害対策を行う拠点施設を高台に整備し、災害対策体制の機能を維持する必要がある。

3-2 役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下や停止

- ・町が所有している公有財産について、施設及び備品全体の状態を把握し利用用途を明確にした上で、適切な活用を図るために適正な管理体制を確立する必要がある。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

- ・ 公共施設等における電力の供給停止は、災害対策に対する影響や避難場所運営に支障が出るなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電や発電機等の代替電力の普及促進を図る必要がある。
- ・ 移動用の電源としてピークル（電気自動車・燃料電池車）を検討する必要がある。

4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態

- ・ 防災訓練や情報伝達訓練等により、各情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すとともに、多様な情報通信機器を利用し、更なる着実な情報伝達手段の運用をする必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・ 防災訓練や情報伝達訓練等により、各情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すとともに、多様な情報通信機器を利用し、更なる着実な情報伝達手段の運用をする必要がある。
- ・ 要支援者、家族、地域、役場が話し合い、課題等を共有認識することが必要である。また、避難支援等関係者に対し、要支援者の同意を得て、災害発生の前から避難行動要支援者名簿の情報提供等が必要である。
- ・ 住民が情報に応じた避難行動をとれるよう、幅広い広報活動の推進、啓発が必要である。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

- ・太陽光発電、燃料電池・蓄電池等の代替電力の普及促進など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要がある。
- ・良好な農地・漁場環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農林水産業生産基盤の整備を促進する必要がある。
- ・大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間事業所における事業継続計画（BCP）策定や活用の促進を図るため支援を行う必要がある。

5-2 海岸線沿い東西約 55 k mにわたる唯一の基幹道路（国道 260 号）が分断することによる道路交通網の麻痺等

- ・緊急輸送道路である国道 260 号の船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学生の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波被害に強いバイパス道路として整備する必要がある。
- ・緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を行う必要がある。
- ・公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する必要がある。
- ・道路啓開、し尿くみ取りに必要な重機・車両等の格納施設は現在海拔の低い地点にあるか格納施設が無い場合、高台へ整備する必要がある。また、災害復旧に係る資材置き場の整備も合わせて行う必要がある。
- ・緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、関係機関と連携強化を図り、緊急輸送道路の整備を促進し、緊急輸送ネットワーク等の整備に努める必要がある。
- ・道路の分断において、代替ルートの確保について検討するとともに、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることが想定されることから、国、県、町が連携し検討を進める必要がある。

5-3 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人材への甚大な影響

- ・緊急輸送道路である国道 260 号の船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学生の通学路となっている。安

全安心を確保するため、改良に併せて地震津波被害に強いバイパス道路として整備する必要がある。

- ・緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を行う必要がある。
- ・公共事業の整備に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する必要がある。
- ・道路啓開、し尿くみ取りに必要な重機・車両等の格納施設は現在海拔の低い地点にあるか格納施設が無い場合、高台へ整備する必要がある。また、災害復旧に係る資材置き場の整備も合わせて行う必要がある。
- ・若者定住と産業振興を図るため、伊勢志摩連絡道や県道南勢磯部線、国道 260 号にサニーロード（県道 169 号玉城南勢線）、県道伊勢南島線を含めた広域的な観光周遊ルートを確立し、継続的に観光誘致ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所として活用する必要がある。
- ・沿岸部の国道は津波による浸水により寸断される恐れがあるため、県道・町道の未改良区間及び危険個所の整備をする必要がある。
- ・県道の安全性・利便性を向上するため隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の整備を促進する必要がある。
- ・子どもや障がい者、高齢者など人にやさしいバリアフリー化を図る必要がある。

5-4 大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞

- ・万が一、津波被害があったとしても迅速な漁業の再生、地域の復興へと繋げていける新たな漁業生産の仕組みを構築する必要がある。（地域の独自産業化と強靱化をセットで考える。）
- ・良好な農地・漁場環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農林水産業生産基盤の整備を促進する必要がある。
- ・漁港関連施設等漁業基盤施設及び農業用施設の維持、長寿命化を図る必要がある。
- ・平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、農林水産業全体の体質強化の促進を図る必要がある。
- ・基幹産業である水産物流通拠点漁港及び市場施設等の事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施し、計画の見直しを行いながら、実効性の高い BCP を構築する必要がある。

5-5 観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞

- ・観光産業の振興や新たな産業化と雇用の創出による地域の活性化を図ることを目的に、バイ

オマス発電の熱を利用した温泉利用の検討を行う必要がある。

- ・事業者等における自主的な防災対策の推進を促し、被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策を講じるため、講演会や広報活動により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- ・魅力ある南伊勢町産品等の情報発信や町内事業者の事業活動への支援、雇用の場の確保と地元就職の促進等が必要である。
- ・観光協会と連携し、観光協会加盟の宿泊施設や飲食店からの避難誘導マップや避難マニュアルを整備する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

- ・災害時に飲料水を確保するため、指定配水池に緊急遮断弁を設置し給水拠点を整備する必要がある。
- ・水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する必要がある。なお、ライフラインの復旧率：地震後1ヶ月後の断水率は98%である。
- ・水道の基幹管路の耐震化率は18.0%（R1）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、南伊勢町水道ビジョンに基づき、適切な維持管理体制を確立する必要がある。
- ・災害時においては、被災者への食料の供給拠点として、また、平時には高齢者福祉対策として地元食材を使った高齢者用弁当及び健康弁当（減塩食）の給食（配食）サービス事業を行うため、廃校となる学校施設（給食施設）の整備を行う必要がある。
- ・万が一、津波被害があったとしても迅速な漁業の再生、地域の復興へと繋げていける新たな漁業生産の仕組みを構築する必要がある。（地域の独自産業化と強靱化をセットで考える。）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・災害時に飲料水を確保するため、指定配水池に緊急遮断弁を設置し給水拠点を整備する必要がある。
- ・水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する必要がある。なお、ライフラインの復旧率：地震後1ヶ月後の断水率は98%である。
- ・水道の基幹管路の耐震化率は18.0%（R1）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、南伊勢町水道ビジョンに基づき、適切な維持管理体制を確立する必要がある。
- ・大規模災害に対応するため、広域的な協力応援協定の締結を図るとともに、飲料水の確保について検討する必要がある。
- ・水道施設の老朽化施設対策を行う必要がある。
- ・若者定住促進のため、高台への住宅建設にあわせて上下水道等のインフラを整備する必要がある。
- ・災害時に上下水道課の職員のみでは、各地区への給水活動ができない可能性があるため、地域との連携が必要となる。

6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・災害時等において污水处理施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の改築・更新を進めるとともに、污水处理機能を確保するため下水道施設や公共浄化槽等の整備を推進する必要がある。
- ・下水道施設の処理場、ポンプ場の耐震化率は78%（R1）、重要な管路の耐震化率は100%となっているが、処理場、ポンプ場については耐震化を図るとともに、施設の定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）改定を行い、対応していく必要がある。
- ・下水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、停電時等の緊急時の運転、管理体制の強化等を行う必要がある。
- ・下水道処理施設の長寿命化計画を策定・実施を行い、施設の延命化と更新に伴う処理場の効率化を図る必要がある。
- ・若者定住促進のため、高台への住宅建設にあわせて上下水道等のインフラを整備する必要がある。

6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ・緊急輸送道路である国道260号の船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別も

なく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学生の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波被害に強いバイパス道路として整備する必要がある。

- ・緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を行う必要がある。
- ・公共事業等の整備に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する必要がある。
- ・道路の分断において、代替ルートの確保について検討するとともに、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることが想定されることから、国、県、町が連携し検討を進める必要がある。
- ・緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、関係機関と連携強化を図り、緊急輸送ネットワーク等の整備に努める必要がある。

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- ・河川、海岸の堤防や樋門、水門及び漁港施設等について、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、老朽化対策や維持管理、また、津波被害リスクが高い漁港海岸においては、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作の取組推進を行う必要がある。
- ・漁港について、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、老朽化対策や維持管理、また水門の自動化・遠隔操作の推進を行う必要がある。
- ・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。
- ・国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等を活用し、関係機関との情報共有を円滑に行う必要がある。

6-5 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止

- ・平時には固形燃料を活用して産業振興に活用できるバイオマス発電設備等の災害に強い自立分散型エネルギー等を導入する必要がある。
- ・LP ガス協会との連携を強化し、災害時におけるエネルギー確保を図る必要がある。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ・ 海拔が低い地域については、南海トラフ地震・津波から人命を守り、安全で安心して暮らせる高台への住宅用地の確保と自然に配慮した団地等の整備を行う必要がある。
- ・ 常備消防の体制及び装備資機材、消防設備の整備、消防力の更なる充実強化を促進するとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る必要がある。
- ・ 消防団や自主防災組織の研修・訓練等の充実強化を図るなど、ソフト対策を組み合わせ、体制、人材等の向上を図る必要がある。
- ・ 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動をはじめ大規模災害発生時の町民の避難誘導や二次災害の防止等の重要な役割を担っている。地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくためには、消防団への入団の促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化と団員に対する安全対策を徹底していく必要がある。
- ・ 空き家は地震による倒壊等により避難路の閉塞や、災害など二次災害につながる恐れがあるため、平時から空き家対策を行う必要がある。(除去もしくは借り上げて他に利用など)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ・ 河川、海岸の堤防や樋門、水門及び漁港施設等について、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、老朽化対策や維持管理、また、津波被害リスクが高い漁港海岸においては、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作の取組推進を行う必要がある。
- ・ 津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者等に減災対策の取組を啓発するとともに、養殖施設の構造検証及び改良の取組に対して支援を行う必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

- ・ 避難路における建物やブロック塀などの倒壊による被害や通行不能を回避するため、避難路周辺における住宅・建築物やブロック塀の耐震化をはじめ、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。
- ・ 三重県広域受援計画の啓開活動に基づく建設業協会との災害時応援協定などは、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要がある。
- ・ 児童・生徒、高齢者の交通安全意識を高める必要がある。

7-4 避難路及び避難経路における通行不能による多数の死傷者の発生

- ・ 要支援者、家族、地域、役場が話し合い、課題等を共有認識することが必要である。また、避難支援等関係者に対し、要支援者の同意を得て、災害発生の前から避難行動要支援者名簿

の情報提供等が必要である。

- ・児童・生徒、高齢者の交通安全意識を高める必要がある。
- ・避難路における建物やブロック塀などの倒壊による被害や通行不能を回避するため、避難路周辺における住宅・建築物やブロック塀の耐震化をはじめ、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。
- ・津波被害の危険性のある地域においては、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難路の整備を早急に行う必要がある。
- ・三重県広域受援計画の啓開活動に基づく建設業協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、災害時における迅速な道路復旧体制を確立する必要がある。

7-5 防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ・大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶと想定される老朽化が著しい農業用ため池等については、耐震化、長寿命化、定期的な点検を行うとともに、適切な維持管理と整備を行う必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ・農地・森林等の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生を用いるなど、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。
- ・適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、地域との連携を図りつつ、森林の持つ土砂災害防止、洪水緩和などの機能が発揮されるための整備を進める必要がある。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物や災害発生土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物処理計画（H29. 10）及び災害廃棄物初動対応マニュアル（R2. 6）は策定済みであるが、計画の実効性を保つ必要がある。
- ・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行う必要がある。
- ・災害廃棄物処理計画や災害廃棄物初動対応マニュアルについて、地域防災計画や国の指針の改定等に合わせて計画内容の見直しを行う必要がある。
- ・ごみ焼却施設については、老朽化対策とあわせ、自家発電設備の設置等による災害対応強化の推進が必要である。
- ・一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるような体制整備を行う必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態

- ・被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を行う際に、町の判定実施本部と判定士との連絡調整を担うことから、判定実施主体となる町において必要人数を確保する必要がある。
- ・宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するため、判定士を養成する必要がある。
- ・事前に復興プランを検討する場、体制（住民の意見も含めて）を検討しておく必要がある。
- ・復旧・復興の核となるリーダーの育成・支援（町による認定制度や優れた技術や知識、特技を持った人が主体的に活動できる場の創出）が必要である。
- ・防災・災害ボランティアの育成・支援（リーダーの補助となる人材）が必要である。
- ・建設業協会等との緊急時における協定に基づき道路啓開を迅速に行える体制の充実を図るための訓練の実施が必要である。
- ・復興に向けた応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- ・東日本大震災や昭和東南海地震などの被災経験を風化させないため、定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化する必要がある。
- ・指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の

自主防災組織と協働で実施する必要がある。

- ・災害時における地区でのコミュニティ力を強化させるための取組みを平時から充実させ、関係機関等が連携しながら支援していく必要がある。

8-4 治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

- ・廃校等の空き施設を活用した福祉施設・地域活性化拠点の整備（災害時には避難場所として利用し、平時はコミュニティ活性化、高齢者対策で活用）を行う必要がある。
- ・自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り、災害に強い地域づくりを行う必要がある。
- ・防犯ネットワークを構築し情報共有や情報提供を行っていく必要がある。

8-5 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- ・地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要がある。
- ・現地復元性のある地図を整備するため、災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する必要がある。

8-6 事業用地の確保、応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ・現地復元性のある地図を整備するため、災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する必要がある。
- ・復興に向けた応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る必要がある。
- ・応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、対策を進める必要がある。
- ・被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施

等を推進し、県と連携し復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。

- ・被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、県と連携し、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。
- ・風評被害対策として、災害発生時において、町内外に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報や情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

- ・風評被害対策として、災害発生時において、町内外に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報や情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

横断的分野

リスクコミュニケーション

- ・津波等のハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立を行い、町民への周知徹底を図る必要がある。
- ・自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り、災害に強い地域づくりを行う必要がある。
- ・地震・津波災害等の被害を拡大させないために、小中学校児童・生徒の地震・津波災害に関する防災教育を実施していく必要がある。
- ・災害時の応援のために、公共（県等）や民間事業者とのネットワークを形成しておくことが必要である。

老朽化対策

- ・漁港関連施設等の重要な産業施設について、適切な維持、長寿命化を図る必要がある。
- ・老朽化した空き家等は災害を拡大する可能性があるため、空き家対策が必要である。

地域振興

- ・若者定住と産業振興を図るため、伊勢志摩連絡道や県道南勢磯部線、国道 260 号にサニーロード（県道 169 号玉城南勢線）、県道伊勢南島線を含めた広域的な観光周遊ルートを確立し、継続的に観光誘致ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所として活用する必要がある。
- ・観光産業の振興や新たな産業化と雇用の創出による地域の活性化を図ることを目的に、バイオマス発電の熱を利用した温泉利用の検討を行う必要がある。
- ・万が一、津波被害があったとしても迅速な漁業の再生、地域の復興へと繋げていける新たな漁業生産の仕組みを構築する必要がある。（地域の独自産業化と強靱化をセットで考える。）
- ・新たな産業の企画等を行う際に、若者と一緒に取り組める仕組み、環境を整える必要がある。地産地消の考え方を取り入れていく必要がある。

若者定住

- ・若者定住のために安全で安心できる居住地の提供が必要である。
- ・若者定住と産業振興を図るため、伊勢志摩連絡道や県道南勢磯部線、国道 260 号にサニーロード（県道 169 号玉城南勢線）、県道伊勢南島線を含めた広域的な観光周遊ルートを確立し、継続的に観光誘致ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所

として活用する必要がある。

- ・若者の定住やU J I ターン者などの受け入れを促進するための情報提供を行っていく必要がある。
- ・若者が町内で活躍するために、若者同士が交流できる場や若者の意見を取り入れて一緒に活動できる場が必要である。

人材育成

- ・防災・災害ボランティアの育成・支援により、地域の防災を担う人材を育成する必要がある。
- ・自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り、災害に強い地域づくりを行う必要がある。
- ・地域防災や介護予防活動など、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する必要がある。

官民連携

- ・災害時の応援のために、公共（県等）や民間事業者とのネットワークを形成しておくことが必要である。
- ・観光客等の帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。
- ・災害時に上下水道課の職員のみでは、各地区への給水活動ができない可能性があるので、地域との連携が必要となる。

4 施策の推進方針

（１）南伊勢町の地域強靱化に向けた施策の推進方針の考え方

- ・前章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の地域強靱化に向け、40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、ハード、ソフト両面から施策の推進方針を設定する。
- ・施策の推進方針ごとに数値目標を設定し、目標に沿った進捗管理を実施する。

（２）推進事業の設定

- ・「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針に基づく事業として、主に町が実施する事業を「南伊勢町地域強靱化のための推進事業一覧」として、毎年度更新するため別冊で取り扱うこととする。

(3) 推進方針

(表の見方)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		← 事前に備えるべき目標
2-1 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		← リスクシナリオ
①災害時用臨時ヘリポートの整備【町】[防災安全課・管財契約課]		
▲(1-1、2-2、2-4 参照)《再掲》		
災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う。		
		施策
		連携機関
		担当課
		再掲されている リスクシナリオ番号
		施策の推進方針
		施策番号

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震による建物の倒壊や、津波の発生による多数の死傷者の発生

- ①災害時用臨時ヘリポートの整備【町】[防災安全課・管財契約課] (2-1、2-2、2-4 参照)
災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う。
- ②保育所・小学校の高台移転整備【町】[子育て福祉課・教育委員会] (1-2 参照)
子ども達の命を守るため、海拔が低く津波が浸水すると予想される区域に建つ保育所・小学校施設を高台へ移転し、安全な施設として整備する。
○保育所・小学校の施設整備
○R2.4における施設数
・保育所4園（浸水予想区域内2園）
※R5年度に南勢地区の保育所2園（内、浸水予想区域内1園）を統合し、高台へ移転する事業に着手している。
・小学校3校（浸水予想区域内2校）
- ③公共施設の耐震化等整備【町】[教育委員会・防災安全課・管財契約課] (1-2、2-1 参照)
公共施設（小中学校、医療、社会福祉、社会体育施設、避難場所等）の耐震化・天井脱落対策を講じ備蓄倉庫・避難場所への避難物資の整備を行う。
- ④社会福祉施設等の耐震化改修、非常用自家発電設備の設置、ブロック塀等の改修の促進、大規模修繕等【国、県、民間事業者、町】[高齢者支援課] (2-1 参照)
社会福祉施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化改修や非常用自家発電設備の設置や老朽化に係る改修を促進していく。また、災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、社会福祉施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進していく。
- ⑤指定緊急避難場所等の整備及び避難訓練の実施、自主防災組織の育成・支援【地域・町民・町】

〔防災安全課〕（1-2、1-3、1-4、8-3 参照）

指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する。

- ⑥若者や女性の消防団員確保及び出動体制の整備【消防・町民・町】〔防災安全課〕（2-3 参照）
消防活動や災害時に地域の防災を担う若者や女性の消防団員確保や昼間の出動体制を考慮した体制の整備を行う。
- ⑦津波災害に備えた高台への住宅用地等整備【町】〔まちづくり推進課・建設課〕（7-1 参照）
南海トラフ地震・津波から命を守り、安全で安心して暮らせる高台への住宅用地の確保と自然に配慮した団地等の整備を行う。（当面は南海トラフ地震に備え応急仮設住宅建設用として利用）
○高台の用地取得・造成等
- ⑧防災公園等の整備【町】〔防災安全課・建設課〕
生活エリアの多くが南海トラフ巨大地震の津波被害が想定されるなかで、津波から人命を守るための避難場所や公共施設等として利用可能な場所を町内の要所に確保する。
○山林等斜面において安全な平地空間を形成
○避難場所、防災倉庫、応急仮設住宅用地等機能を持った防災公園の整備
- ⑨避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の整備【地域・町】〔防災安全課〕（1-2、1-3、1-4 参照）
大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する。
- ⑩国道 260 号（命の道、生活の道、産業の道）の基盤整備促進【国・県・町】〔建設課〕（2-2、5-2、5-3、6-3 参照）
緊急輸送道路である国道 260 号船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学校の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波災害に強いバイパス道路としての整備を促進する。
緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を促進する。
○未改良区間（船越区間 0.7 km）
○東宮～河内区間 4.6 km（東宮河内Ⅰ期工区 1.8 km）
- ⑪公共事業に伴い発生する土地の有効活用【国・県・町】〔管財契約課・まちづくり推進課〕（2-2、5-2、5-3、6-3 参照）
公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する。
○公共施設、住宅用地の整備
○津波避難道路、防災施設の整備
- ⑫小中学校児童・生徒の地震・津波災害に関する防災教育の実施【地域・町民・町】〔教育委員会〕
学校教育の場において、日ごろから児童・生徒への安全意識を喚起するとともに、学校、関係機関、保護者、地域が一体となった取り組みを進める。また、幼児期からの防災教育に取り組む。
- ⑬住宅の耐震化の向上促進【町民・町】〔防災安全課〕
住宅の耐震診断や耐震化・除却に関する補助金の交付を行っているが、耐震化に対する認識不足や経済的な負担が必要なことから耐震化が進んでいない状況である。大規模地震における住

宅の倒壊による死傷者を出さないために、住宅の耐震化率を上げる。

⑭町営住宅の適正な維持管理、更新【町】〔管財契約課〕

災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅長寿命化計画に基づき公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。

⑮家具等の転落防止策の促進【町民・町】〔防災安全課〕

地震発生時における人的被害軽減のため、より多くの町民が家具や冷蔵庫等の転落防止策を講じるよう促進する。

⑯津波ハザードマップ及び津波避難体制の確立、町民への周知徹底【地域・町民・町】〔防災安全課〕

津波ハザードマップ及び津波避難計画を活用した避難体制の確立を行い、町民への周知の徹底を図る。

1-2 不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊等による多数の死傷者の発生

①保育所・小学校の高台移転整備【町】〔子育て福祉課・教育委員会〕(1-1 参照)《再掲》子ども達の命を守るため、海拔が低く津波が浸水すると予想される区域に建つ保育所・小学校施設を高台へ移転し、安全な施設として整備する。

○保育所・小学校の施設整備

○R2.4における施設数

・保育所4園（浸水予想区域内2園）

※R5年度に南勢地区の保育所2園（内、浸水予想区域内1園）を統合し、高台へ移転する事業に着手している。

・小学校3校（浸水予想区域内2校）

②公共施設の耐震化等整備【町】〔教育委員会・防災安全課・管財契約課〕(1-1、2-1 参照)《再掲》

公共施設（小中学校、医療、社会福祉、社会体育施設、避難場所等）の耐震化・天井脱落対策を講じ備蓄倉庫・避難場所への避難物資の整備を行う。

③指定緊急避難場所等の整備及び避難訓練の実施、自主防災組織の育成・支援【地域・町民・町】〔防災安全課〕(1-1、1-3、1-4、8-3 参照)《再掲》

指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する。

④避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の整備【地域・町】〔防災安全課〕(1-3、1-4 参照)

大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する。

⑤公共施設等の適正な維持管理【町】〔管財契約課〕

公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、有益な公共施設の適正な維持保全活動を実施していく。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①指定緊急避難場所等の整備及び避難訓練の実施、自主防災組織の育成・支援【地域・町民・町】〔防災安全課〕(1-1、1-2、1-4、8-3 参照)《再掲》

指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の

自主防災組織と協働で実施する。

②避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の整備【地域・町】[防災安全課](1-2、1-4 参照)《再掲》

大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する。

③河川、海岸堤防や樋門・水門及び漁港施設等の耐震化・液状化対策等、老朽化対策、維持管理の推進及び国、県の取組の促進【国・県・町】[建設課・水産農林課](6-4、7-2 参照)

河川、海岸の堤防や樋門、水門及び漁港施設等について、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、老朽化対策や維持管理の推進及び国、県の取組の促進を行う。また、津波被害リスクが高い漁港海岸においては、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作等の取組推進を行う。

④社会福祉施設等の非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等の促進【国、県、民間事業者、町】[高齢者支援課]

社会福祉施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進していく。

⑤大雨による道路冠水における排水路の整備、異常水位による浸水対策【国・県・町】[建設課]

大雨による道路冠水における排水路の整備、異常水位による安全対策及び浸水対策を講じる。

⑥洪水ハザードマップなどのソフト対策【町】[防災安全課、建設課]

洪水時等の避難を円滑にするための洪水ハザードマップなどのソフト対策を推進する。

⑦気象予警報、洪水予報、河川水位情報等の把握と効率的な水害対策の実施【県・町】【建設課・防災安全課]

気象予警報、洪水予報等の河川情報、流域の雨量や河川水位情報等を迅速に把握し、効率的な水害対策を実施する。(県河川：12 箇所、町河川：5 箇所)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①指定緊急避難場所等の整備及び避難訓練の実施、自主防災組織の育成・支援【地域・町民・町】[防災安全課](1-1、1-2、1-3、8-3 参照)《再掲》

指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する。

②避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の整備【地域・町】[防災安全課](1-2、1-3 参照)《再掲》

大規模地震、津波の発生時に安全で安心して避難できる指定緊急避難場所・指定避難所の整備や避難場所まで誘導できる避難路を確保し、整備する。

③小中学校児童・生徒の土砂災害に関する防災教育の実施【町民・町】[教育委員会]

小中学校児童・生徒に防災意識の啓発を図るため土砂災害に関する防災教育を実施する。

④土砂災害の危険箇所に立地する公共施設及び要配慮者利用施設の土砂災害対策、移転等【県・町】[建設課]

土砂災害の危険箇所に立地する公共施設及び要配慮者利用施設については、施設を利用する町民や児童・生徒の生命の保護のため、急傾斜地崩壊対策施設等の整備や施設の移転などを検討する。

⑤土砂災害警戒区域の指定の促進及び変更【県・町】[建設課]

現在、土砂災害警戒区域の指定を県により進めており、順次、基礎調査の結果をもとに土砂災害の危険性を住民に周知するとともに、区域の指定の促進をする。また、変更が必要となった箇所は速やかに変更する。

⑥土砂災害警戒区域での基礎調査の結果周知【県・町】[建設課]

土砂災害により被害を受ける恐れのある場所（危険箇所）について約 5 年を目処にスクリーニングにより必要箇所について基礎調査の結果の周知を行う。

⑦土砂災害ハザードマップの作成や周知及び警戒避難体制、警戒避難情報の伝達方法の確立【地域・町民・町】[建設課・防災安全課]

土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害に関する情報の周知徹底を図り、警戒避難体制や有効な警戒避難情報等の伝達方法の確立を推進する。

⑧土砂災害の危険箇所の点検【県・町】[建設課]

土砂災害における危険箇所の点検を実施するとともに、国や県の施策等の効果的な活用を図り、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊対策施設等の整備を検討する。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ①災害時用臨時ヘリポートの整備【町】[防災安全課・管財契約課](1-1、2-2、2-4 参照)《再掲》
災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う。
- ②公共施設の耐震化等整備【町】[教育委員会・防災安全課・管財契約課](1-1、1-2 参照)《再掲》
公共施設（小中学校、医療、社会福祉、社会体育施設、避難場所等）の耐震化・天井脱落対策を講じ備蓄倉庫・避難場所への避難物資の整備を行う。
- ③社会福祉施設等の耐震化改修、非常用自家発電設備の設置、ブロック塀等の改修の促進、大規模修繕等【国、県、民間事業者、町】[高齢者支援課](1-1 参照)《再掲》
社会福祉施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化改修や非常用自家発電設備の設置や老朽化に係る改修を促進していく。また、災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、社会福祉施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進していく。
- ④災害時に対応可能な水道施設の整備【町】[上下水道課](2-4、5-6、6-1 参照)
指定平時には公共水道として活用できるよう 2 元的に整備するとともに長期の断水、夏場の渇水対策としても活用する。他に、高台にある配水池に緊急遮断弁を設置し緊急時の飲料水の確保を図る。
- ⑤水道施設の耐震化整備【町】[上下水道課](2-4、5-6、6-1 参照)
水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する。
- ⑥給食（配食）サービス施設整備【地域・町民・民間事業者・町】[高齢者支援課・子育て福祉課](2-4、5-6 参照)
災害時には、被災者への食料の供給拠点として、また、平時には高齢者福祉対策として地元食材を使った高齢者用弁当及び健康弁当（減塩食）の給食（配食）サービス事業を行うため、廃校となる学校施設（給食施設）の整備を行う。
○廃校施設を利活用し、改修整備等を行う。
○地産地消のシステムの構築（野菜作り、配達等）を行う。
- ⑦備蓄倉庫・避難場所への避難物資の整備【町】[防災安全課](2-4 参照)
避難物資を整備するための備蓄倉庫や協定団体から輸送された物資を中継する倉庫を順次整備していく。
- ⑧食料、飲料水等の適切な備蓄管理体制の構築【町】[防災安全課](2-4 参照)
避難の長期化に備え食料、飲料水等の適切な備蓄管理体制を構築する。
- ⑨県や近隣市町、民間事業者等と災害時応援協定締結（平時からの連携強化）【県・近隣市町・民間事業者・町】[防災安全課]
食料・飲料水等、生命に関わる物資供給をはじめ、医療、救急など災害時の応急対策に必要な事項について、県や近隣市町、民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する。
- ⑩RORO 船（フェリー）等による車両（救援物資等）の被災地への直接乗り入れ等についての方法検討及び港湾漁港の整備促進（吉津港、五ヶ所港、宿田曾漁港、奈屋浦漁港等）【国・県・町】[水産農林課・建設課]
より確実な救援・救護に向けて、RORO 船（フェリー）等による車両（救援物資等）の被災

地への直接乗り入れ等について方法を検討し、港湾漁港を整備していく。

- RORO 船等の接岸が可能な港湾漁港の整備促進
- 漁港建設業協会と連携して、航路の確保
- 流通拠点漁港の漁港再編整備による耐震化

2-2 浦々等に点在する 38 の集落における長期にわたる孤立集落等の発生

- ①災害時用臨時ヘリポートの整備【町】[防災安全課・管財契約課] (1-1、2-1、2-4 参照)《再掲》
災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う。
- ②廃校を活用した福祉施設・地域活性化拠点整備【地域・民間事業者・町】[子育て福祉課・高齢者支援課](8-4 参照)
災害時には廃校等の空き施設を避難場所として活用するとともに、平時には地域コミュニティの活性化と高齢者福祉対策として、民間が事業参入しやすいサービス付高齢者住宅、通所型デイサービス等の福祉施設を整備する。
○空き施設等を活用したサービス付高齢者住宅、通所型デイサービス等の福祉施設を整備する。
○高齢者の生きがい対策（野菜、果樹栽培等の農作業等）施設や仕組みを整備する。
- ③国道 260 号（命の道、生活の道、産業の道）の基盤整備促進【国・県・町】[建設課] (1-1、5-2、5-3、6-3 参照)《再掲》
緊急輸送道路国道 260 号船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学校の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波災害に強いバイパス道路としての整備を促進する。
緊急輸送道路国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を促進する。
○未改良区間（船越区間 0.7 k m）
○東宮～河内区間 4.6 k m(東宮河内 I 期工区 1.8 k m)
- ④公共事業に伴い発生する土地の有効活用【国・県・町】[管財契約課・まちづくり推進課] (1-1、5-2、5-3、6-3 参照)《再掲》
公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する。
○公共施設、住宅用地の整備
○津波避難道路、防災施設の整備
- ⑤災害時における集落の孤立性の把握、外部との通信確保【地域・町】[防災安全課]
災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保できる孤立防止対策を促進する。
- ⑥災害対策本部における初動期の機能・体制の確保、災害時の情報収集体制の強化【町】[防災安全課]
災害発生時に迅速かつ効率的な災害対策活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保、強化を図るとともに、被災地域の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集体制を強化する。
- ⑦避難路、道路上にある橋梁の耐震化の町取組推進及び国、県の取組の促進【国・県・町】[建設課]

地震や津波による地域の孤立化を防ぐため、避難路や地域間の道路上にある橋梁の耐震化対策を推進するとともに、国、県の取組を促進する。

⑧地域づくり支援事業における新たな仕組みづくりの推進【地域・町民・町】[まちづくり推進課]

各地区の町民と地区担当の役場職員が協働し、地域づくり支援事業における新たな仕組みづくりを推進する。

2-3 災害救助における活動拠点、人員、資機材等の絶対的不足

①防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化【地域・町民・町】[防災安全課]

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力を向上させる。

②消防団員等の人材育成【消防・町民・町】[防災安全課]

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。

③災害対応能力の向上【国・県・町】[防災安全課]

三重県、自衛隊、警察、消防、海保、関係市町と連携した被災等による救助・救急合同訓練の実施を促進する。

④若者や女性の消防団員確保及び出動体制の整備【消防・町民・町】[防災安全課] (1-1 参照)《再掲》

消防活動や災害時に地域の防災を担う若者や女性の消防団員確保や昼間の出動体制を考慮した体制の整備を行う。

⑤地域の安全を確保する消防団への入団の促進、活動環境の整備、装備の改善【町民・町】[防災安全課] (7-1 参照)

地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくために、消防団への入団の促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化と団員に対する安全対策を徹底していく。

2-4 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者等（観光客・通勤者を含む）の発生・混乱

①災害時用臨時ヘリポートの整備【町】[防災安全課・管財契約課] (1-1、2-1、2-2 参照)《再掲》

災害時用臨時ヘリポートの整備及び維持管理を行う。

②災害時に対応可能な水道施設の整備【町】[上下水道課] (2-1、5-6、6-1 参照)《再掲》指定平時には公共水道として活用できるよう2元的に整備するとともに長期の断水、夏場の渇水対策としても活用する。他に、高台にある配水池に緊急遮断弁を設置し緊急時の飲料水の確保を図る。

③水道施設の耐震化整備【町】[上下水道課] (2-1、5-6、6-1 参照)《再掲》

水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する。

④給食（配食）サービス施設整備【地域・町民・民間事業者・町】[高齢者支援課・子育て福祉課] (2-1、5-6 参照)《再掲》

災害時には、被災者への食料の供給拠点として、また、平時には高齢者福祉対策として地元食材を使った高齢者用弁当及び健康弁当（減塩食）の給食（配食）サービス事業を行

うため、廃校となる学校施設（給食施設）の整備を行う。
○廃校施設を利活用し、改修整備等を行う。
○地産地消のシステムの構築（野菜作り、配達等）を行う。

- ⑤備蓄倉庫・避難場所への避難物資の整備【町】[防災安全課]（2-1 参照）《再掲》
避難物資を整備するための備蓄倉庫や協定団体から輸送された物資を中継する倉庫を順次整備していく。
- ⑥食料、飲料水等の適切な備蓄管理体制の構築【町】[防災安全課]（2-1 参照）《再掲》
避難の長期化に備え食料、飲料水等の適切な備蓄管理体制を構築する。
- ⑦農業協同組合、漁業協働組合及び食料品スーパー等との協定締結【民間事業者・組合・町】[防災安全課]
避難場所における長期間に及ぶ多くの避難者に対する食料、飲料水の確保に対応するため、三重外湾漁業協同組合や伊勢農業協同組合と協定を結んでいるが、町内の食料品スーパー等とも協定を結ぶ。
- ⑧広域観光ルートの確立と地域の活性化【近隣市町・町】[観光商工課・建設課]（5-3 参照）
若者定住と産業振興を図るため、サニーロード（県道 169 号玉城南勢線）を含めた広域的な観光周遊ルートを確認し、継続的に観光誘客ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所等としても活用する。
○ビューポイントの整備（休憩施設、男女別トイレ（身障者用）等）
○観光客の避難場所、備蓄倉庫等の設置
- ⑨避難者や帰宅困難者等（観光客・通勤者含む）の大規模移送のためのバス事業者等と連携強化【民間事業者・町】[防災安全課]
観光客等の帰宅困難者や避難者の大規模移送のため県やバス事業者等との連携を強化する。（三重県と三重県バス協会が災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定を締結しており今後三重県と協議を進める。）

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ①町内医療機関の連携・協力の強化【民間医療機関・町】[子育て福祉課・町立病院]
医療機関のネットワーク化を図り、町内にかかりつけ医を持つことや、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリなど在宅医療サービスを充実させる。
- ②医師・看護師等の医療スタッフの継続的・安定的確保【町】[町立病院]
医師・看護師の確保対策については県や三重大学、看護学校等に働きかけるとともに、研修医や看護体験希望者の受入れを積極的に行い、南伊勢町の地域包括医療・ケアの良さをアピールしていく。
- ③災害時対応拠点病院としての体制整備【町】[町立病院]
災害時対応拠点病院としての整備と職員の訓練の実施とともに、災害発生時においても業務を継続して遂行できるように BCP 計画を見直す。
○町における災害時対応拠点病院として、大災害時に救護班の派遣や現地救護所への医薬品の提供、被災地内で対処できない患者の治療、町外からの応援チームの受入などを行う。
○災害などの危機が発生した場合でも業務を継続的に遂行できるよう旧病院の BCP 計画を新病院にあった BCP 計画に更新する。
- ④医療確保のための、関係機関との情報共有及び関連機関との災害時対応訓練【関係機関・町】

[町立病院]

病院の災害対応訓練の実施及び三重県広域災害・救急医療情報システムを活用した関係機関との情報共有や災害時対応訓練を実施する。

⑤医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対処する体制の構築（トリアージ→治療→輸送）

【町】[町立病院]

大規模災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→搬送へと繋がる体制について、関係機関等と協力のうえ構築する。

⑥健康づくり推進協議会等における町民の健康増進などの進捗管理【地域・町民・町】[子育て福祉課]

健康づくり推進協議会等において町民の健康増進についての目標を設定し、進捗を状況の確認と管理することで、町民の健康に関する取り組みについて、様々な視点から健康づくりへのアプローチを行う。

⑦健康教室等の継続実施【町民・町】[子育て福祉課]

町民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康意識を高め健康に関心が持てるよう健康教室などを継続して実施する。

⑧広報誌等による啓発活動や情報提供を通じた健康意識の向上促進及び健康教育等の実施【町民・町】[子育て福祉課]

生活習慣を改善できるよう広報誌等による啓発活動や情報提供を通じ健康意識を高め、健康に関心が持てるよう健康教育等を実施する。

⑨介護サービスと支援体制の充実【地域・町民・関係団体・町】[高齢者支援課・子育て福祉課]

高齢者などを対象に介護予防講演会や予防教室等を開催する。地域でのリーダーを育て、住民による自主的な介護予防活動を促進する。介護サービスの充実を図るため、介護人材の育成を促進する。地域の現状や課題などをともに考え、地域での支え合い活動がより一層行えるようにするため、地域や民生児童委員、地域包括支援センター（高齢者相談センター）、社会福祉協議会等との連携を図り、モデル地区等を選定するなど地域で支えあう仕組みづくりを促進する。

⑩子育て支援の充実【地域・町民・町】[子育て福祉課]

子育て支援センターを中心に、子育て支援に関わる団体や人材を結ぶネットワークや地域全体で、子どもと子育てを行っている家庭を見守り、バックアップする仕組みをつくる。

⑪妊産婦・乳幼児の健康管理の充実【町民・町】[子育て福祉課・町立病院]

日頃から健康管理を行うことで、災害時にも病気になりにくい身体づくりを行うことで安心して妊娠、出産ができ、乳幼児の健全な発育、発達を促すとともに、不安なく子育てができるよう健康診査の受診の機会を確保する。

⑫地域包括ケアシステムの整備【地域・町民・町】[町立病院・子育て福祉課・高齢者支援課]

地域包括ケア（保健、医療、介護サービス機能の一元化）システムの充実・深化を進める。

○保健医療介護住民情報システム（効率的な情報共有として、救急や災害時だけでなく日常の支援にも活用できる住民情報統合システム）の活用の仕組みを構築する。

○保健、医療、介護の一元的運用のための町内高齢者の生活情報、医療・介護情報等を「ミニマム住民情報」として、一元的に管理、利活用の仕組みを構築し、二次災害時の防止等災害時にも活用する。

○介護予防と防災力強化

高齢者の健康長寿の促進及び要援護者を増やさないための運動習慣づけをはじめとする高齢者の健康づくりや介護予防などを通じた生きがい対策と避難力向上のための体力づくりや防災講座を合わせた介護予防教室を実施する。

○いつでも安心して医師やケアマネジャー等と相談できる仕組みを構築する。
○映像通信等が可能なタブレット端末を医療機関や介護施設等に整備し、医師の指示による処置が看護師、施設等でできる仕組みを構築する。

⑬多職種連携強化【医療機関・介護関係機関・町】[町立病院・子育て福祉課・高齢者支援課]
在宅医療・介護を支える関係機関・多職種の関係づくりのため、顔の見える関係者会議を開催し多職種連携強化を図る。

⑭地域ケア会議の実施【地域・町】[町立病院・子育て福祉課・高齢者支援課]
地域包括支援センターが中心となり、地域ケア個別会議における個別ケースの課題分析等の積み重ね、地域ケア推進会議において、地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくりにつなげる。

⑮町民包括評価を実施【地域・町民・町】[町立病院・子育て福祉課・高齢者支援課]
町民包括評価の実施における町民の暮らし・医療・介護の状況を総合的に把握・分析し、保健、医療、介護についての取組みの効果検証を行い、地区において必要と判断される事業を確実に実施していく。

⑯自立分散型エネルギーの導入【国・県・地域・民間事業者・町】[まちづくり推進課](6・5 参照)
災害時には、病院や避難場所等への固形燃料を活用した発電や熱利用など、防災拠点、避難場所等（公共施設）へ太陽光発電、バイオマス発電設備等の災害に強く環境負担の小さい自立分散型エネルギー等を導入する。

○町内から発生する、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥をバイオマス発電事業の原料として、エネルギー発電、有機肥料生成、排熱活用として資源の利活用を行うことで、二酸化炭素の排出削減など環境負荷低減、ごみ処理費等の削減、農林水産業の活性化などのバイオマス産業都市の創造

○木質バイオマスについては、森林資源を生かすため、県や関係機関との連携を図りながら、課題や活用できる手法の検討

⑰燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等との連携【民間事業者・町】[防災安全課]

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等との連携を結ぶ。

2-6 被災地における疾病・感染等の大規模発生

①重機等格納施設及び災害復旧に係る資材置き場の高台整備【町】[建設課・環境生活課](5・2、5・3 参照)

道路啓開、し尿くみ取りに必要な重機・車両等の格納施設及び災害復旧に係る資材置き場を高台へ整備する協議を進める。

②避難所での感染に対する対応の体制の確立及び関係用品等の備蓄【町民・町】[子育て福祉課]
避難所での新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス・O157 等感染症の流行に備え、避難所での感染に対する対応の体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める。

③火葬場やごみ焼却施設等の耐震化及び非常用電源の整備【町】[環境生活課]

火葬場やごみ焼却施設等の環境衛生保全のために必要な施設の耐震化や非常用電源の整備を推進する。

- ④南勢地区、南島地区に遺体安置所の整備【町】[環境生活課]
大規模地震、津波等の発生により遺体を安置するため、南勢地区（候補地旧町立病院）、南島地区（候補地多目的倉庫）に遺体安置所の確保や、遺体安置に必要な資機材の整備を行う。
- ⑤感染症の拡大防止体制の充実【町】[子育て福祉課]
感染症の感染拡大を防止する体制を充実させる。
- ⑥平時から予防接種等の健康管理の促進【町民・町】[子育て福祉課]
感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種等の健康管理を促進する。
- ⑦空き家の適正管理【町民・町】[環境生活課]
公衆衛生の向上の観点から、危険な空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「南伊勢町空家等の適正管理に関する条例」に基づき、所有者への空き家の適正管理を促す。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ①避難所における良好な生活環境の確保【町】[防災安全課・管財契約課・教育委員会]
避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備をするとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化する。
- ②要配慮者への対応【町】[防災安全課・子育て福祉課・高齢者支援課]
乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルを策定する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。
- ③町民による自発的な防災活動の促進【地域・町民・町】[防災安全課]
地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- ④避難所における必要物資の確保【町】[防災安全課]
避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭でも必要な備蓄等を進める。
- ⑤避難所以外での避難者に対する支援【町】[防災安全課]
車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る県・関係市町等との連携スキームを構築する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を行う。
- ⑥被災者のケア体制の構築【町】[子育て福祉課]
主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊

が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、関係市町、医療関係者、災害ボランティア、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

⑦被災時の医療確保【民間医療機関・町】[子育て福祉課]

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、近隣の医療機関で連携し適切な処置を行う。

⑧発災後の住まいの多様な供給に向けた取組【町】[防災安全課・管財契約課・高齢者支援課]

住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。

⑨被災者の生活支援に向けた取組【町民・町】[高齢者支援課・子育て福祉課]

避難所から応急仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 災害対策拠点施設の倒壊や拠点機能の混乱等による災害対応機能の機能不全

①危機管理体制、業務継続計画（BCP）の確立【国・県・町】〔総務課〕

災害対策拠点となる役場施設は、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持し、危機管理体制（災害時でも使用できる連絡体制整備、国・県・各地区との連携の充実、強化）、業務継続計画（BCP）を確立する。

②災害対策体制の機能を維持【町】〔防災安全課〕

役場庁舎が被災した場合でも、災害対策を行う拠点施設を高台に整備し、災害対策体制の機能を維持する。

3-2 役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下や停止

①公有財産の適正な管理【町】〔管財契約課〕

町が所有している公有財産について、台帳により整理し適正な管理体制を確立していく。
公有財産管理台帳により、その取得から処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに適切に把握していく。施設は公共施設等総合管理計画に基づく施設の整理を行う。それと共に固定資産台帳により資産情報を得て公会計を確立していく。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

- ①太陽光発電や発電機等の代替電力の普及促進【国・県・民間事業者・町】[まちづくり推進課]
公共施設等における電力の供給停止は、災害対策に対する影響や避難場所運営に支障が出るなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電や発電機等の代替電力の普及促進を図る。また、移動用の電源として移動用電源ビークル（電気自動車・燃料電池車）の普及検討を行う。

4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態

- ①防災訓練や情報伝達訓練等による各情報伝達体制の検証、更なる着実な情報伝達手段の確立【地域・町民・町】[防災安全課](4-3 参照)
防災訓練や情報伝達訓練等により各情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すとともに、多様な情報通信機器を利用し、更なる着実な情報伝達手段の確立を行う。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ①防災訓練や情報伝達訓練等による各情報伝達体制の検証、更なる着実な情報伝達手段の確立【地域・町民・町】[防災安全課](4-2 参照)《再掲》
防災訓練や情報伝達訓練等により各情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すとともに、多様な情報通信機器を利用し、更なる着実な情報伝達手段の確立を行う。
- ②避難行動要支援者対策【町民・町】[防災安全課・子育て福祉課・高齢者支援課](7-4 参照)
要支援者、家族、地域、役場、関係者等が災害発生前後における課題等を共有認識する話し合いの場を作っていく。また、要支援者に情報提供の同意を得ながら、避難支援等関係者に対し、災害が発生する前から、避難行動要支援者名簿情報等を提供し、共有できる体制をつくる。
- ③住民が情報に応じた避難行動をとるための幅広い広報活動の推進、啓発【町】[防災安全課・まちづくり推進課]
住民が情報に応じた避難行動をとれるよう、幅広い広報活動の推進、啓発を行う。
○災害情報の伝達における文字放送の緊急放送枠の活用
○HP や公式 SNS 等による情報発信

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

①多様なエネルギー調達手段の確保【国・県・民間事業者・町】[まちづくり推進課・観光商工課]

太陽光発電、燃料電池・蓄電池等の代替電力の普及促進など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する。

②担い手の育成対策及び、強靱な農林水産業生産基盤の整備【地域・町民・町】[水産農林課] (5-4 参照)

良好な農地・漁場環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農林水産業生産基盤の整備を促進する。

○漁場の生産力を向上させるため、地域住民やボランティアグループ、漁業関係者等の多様な主体と連携し、藻場・干潟等の保全や生育環境の保全

○U ターンやI ターンなどによる意欲的な新規就業者の受入体制づくりを検討

○農業後継者や新規就農者を育成し、農業の担い手を安定的に確保する。また、意欲ある農業者を中心に集落営農の組織化を促進

○農作物への被害が深刻化していることから、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の個体数調整を行うとともに集落ぐるみで鳥獣害対策を推進

○農産物を安定的に消費者に供給するため、多様な流通販売ルートの開拓とブランド力の高い農産物の育成

○農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能及び町民が安全、安心、快適な生活を維持できるように集落の環境整備を促進

○耕作放棄地を利用した振興作物の栽培促進や耕作放棄地を増やさないための体制の確立

③民間事業者等における事業継続計画（BCP）策定及び活用の促進支援【民間事業者・町】[防災安全課・水産農林課・観光商工課] (5-5 参照)

民間事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策を講じるため、講演会や広報活動により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

④流通拠点漁港及び関連施設の事業継続計画（BCP）策定【漁協・県・町】[水産農林課] (5-4 参照)

流通拠点漁港及び関連施設の事業継続計画（BCP）に基づく運用訓練を実施する。

5-2 海岸線沿い東西約 55 km にわたる唯一の基幹道路（国道 260 号）が分断することによる道路交通網の麻痺等

①国道 260 号（命の道、生活の道、産業の道）の基盤整備促進【国・県・町】[建設課](1-1、2-2、5-3、6-3 参照)《再掲》

緊急輸送道路である国道 260 号船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学校の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波災害に強いバイパス道路としての整備を促進する。

緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を促進する。

○未改良区間（船越区間 0.7 km）

○東宮～河内区間 4.6 km（東宮河内 I 期工区 1.8 km）

②公共事業に伴い発生する土地の有効活用【国・県・町】[管財契約課・まちづくり推進課](1-1、2-2、5-3、6-3 参照)《再掲》

公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設

や若者定住のための住宅団地等として整備する。

○公共施設、住宅用地の整備

○津波避難道路、防災施設の整備

③重機等格納施設及び災害復旧に係る資材置き場の高台整備【町】[建設課・環境生活課](2-6、5-3 参照)《再掲》

道路啓開、し尿くみ取りに必要な重機・車両等の格納施設及び災害復旧に係る資材置き場を高台へ整備する協議を進める。

④緊急車両の通行及び物資搬入路の確保のための関係機関との連携強化及び緊急輸送ネットワーク等の整備【県・町】[建設課]

緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、関係機関と連携強化を図り、緊急輸送道路を整備し、緊急輸送ネットワーク等を整備する。

○県道の南島大宮大台線、玉城南勢線、南勢磯部線、伊勢南島線、紀勢インター線の整備促進（三重県緊急輸送ネットワーク計画参照）

○町道整備（別冊 南伊勢町地域強靱化のための推進事業一覧）

⑤道路の分断において、代替ルートの確保の検討等、バス事業者等の関係機関との連携強化【民間事業者・町】[環境生活課](5-3、6-3 参照)

道路の分断において、代替ルートと車両退避場所の確保や、位置情報を取得するために必要な整備の検討等をするとともに、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る。

⑥幹線道路等の分断による影響を想定した国、県、町の連携強化【国・県・町】[建設課・防災安全課](6-3 参照)

幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることが想定されることから、国、県、町の連携強化を行い、国道 260 号の基盤整備を促進する。

5-3 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人材への甚大な影響

①国道 260 号（命の道、生活の道、産業の道）の基盤整備促進【国・県・町】[建設課](1-1、2-2、5-2、6-3 参照)《再掲》

緊急輸送道路である国道 260 号船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学校の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波災害に強いバイパス道路としての整備を促進する。

緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を促進する。

○未改良区間（船越区間 0.7 km）

○東宮～河内区間 4.6 km（東宮河内 I 期工区 1.8 km）

②公共事業に伴い発生する土地の有効活用【国・県・町】[管財契約課・まちづくり推進課](1-1、2-2、5-2、6-3 参照)《再掲》

公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する。

○公共施設、住宅用地の整備

○津波避難道路、防災施設の整備

③重機等格納施設及び災害復旧に係る資材置き場の高台整備【町】[建設課・環境生活課](2-6、5-2 参照)《再掲》

道路啓開、し尿くみ取りに必要な重機・車両等の格納施設及び災害復旧に係る資材置き場を

高台へ整備する協議を進める。

④広域観光ルートの確立と地域の活性化【近隣市町・町】[観光商工課・建設課](2-4 参照)《再掲》

若者定住と産業振興を図るため、サニーロード（県道 169 号玉城南勢線）を含めた広域的な観光周遊ルートを確立し、継続的に観光誘客ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所等としても活用する。

○ビューポイントの整備（休憩施設、男女別トイレ（身障者用）等）

○観光客の避難場所、備蓄倉庫等の設置

⑤幹線道路にアクセスする県道・町道の整備【県・町】[建設課]

南海トラフ地震の大規模災害や豪雨等の災害に迅速に対応していくため、高速道路である紀勢自動車道及び伊勢自動車道にアクセスする県道・町道整備を計画的に促進・推進する（くしの歯作戦）。

○県道の南島大宮大台線、玉城南勢線、南勢磯部線、伊勢南島線、紀勢インター線の整備促進

○町道整備（別冊 南伊勢町地域強靱化のための推進事業一覧）

⑥県道の安全性・利便性向上のための隣接市町との連携による有機的な改良整備及び未整備区間の整備促進【県・近隣市町・町】[建設課]

県道の安全性・利便性を向上するため隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の整備を促進する。

⑦バリアフリー化及び安全で快適な生活道路の整備推進【町】[子育て福祉課 建設課]

子どもや障がい者、高齢者など人にやさしいバリアフリー化を図り、安全で快適な生活道路の整備を推進する。

⑧道路の分断において、代替ルートの確保の検討等、バス事業者等の関係機関との連携強化【民間事業者・町】[環境生活課](5-2、6-3 参照)《再掲》

道路の分断において、代替ルートと車両退避場所の確保や、位置情報を取得するために必要な整備の検討等をするとともに、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る。

5-4 大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞

①農林水産業の振興【町民・民間事業者・町】[水産農林課](5-6 参照)

若者に魅力のある新たな農業、収益性の高い魚介藻類の養殖業、鮪・鯛などの養殖業の品質向上と新たな水産加工商品開拓によるブランド化を図るほか、ICT 技術を活用した省力化などの環境づくりや、農漁業と観光が連携した地産地消による観光農業・漁業を進め儲かる農漁業化を図っていく。また、万が一津波被害があったとしても迅速な漁業の再生、地域の復興へと繋げていける新たな漁業生産の仕組みを構築すると共に、被災した農林漁業者に対しての融資制度の検討を行う。

②担い手の育成対策及び、強靱な農林水産業生産基盤の整備【地域・町民・町】[水産農林課](5-1 参照)《再掲》

良好な農地・漁場環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農林水産業生産基盤の整備を促進する。

○漁場の生産力を向上させるため、地域住民やボランティアグループ、漁業関係者等の多様な主体と連携し、藻場・干潟等の保全や生育環境の保全

○U ターンやI ターンなどによる意欲的な新規就業者の受入体制づくりを検討

○農業後継者や新規就農者を育成し、農業の担い手を安定的に確保する。また、意欲ある農

業者を中心に集落営農の組織化を促進

- 農作物への被害が深刻化していることから、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の個体数調整を行うとともに集落ぐるみで鳥獣害対策を推進
- 農産物を安定的に消費者に供給するため、多様な流通販売ルートの開拓とブランド力の高い農産物の育成
- 農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能及び町民が安全、安心、快適な生活を維持できるように集落の環境整備を促進
- 耕作放棄地を利用した振興作物の栽培促進や耕作放棄地を増やさないための体制の確立

③漁港関連施設等漁業基盤施設及び農業用施設の維持、長寿命化【町】[水産農林課]
漁港関連施設等漁業基盤施設の維持、長寿命化を図る。

④物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などの実施【農協、県、町】[水産農林課]（5-6 参照）
平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施する。（農林水産業全体の体質強化の促進）

⑤流通拠点漁港及び関連施設の事業継続計画（BCP）策定【漁協・県・町】[水産農林課]（5-1 参照）《再掲》
流通拠点漁港及び関連施設の事業継続計画（BCP）に基づく運用訓練を実施する。

5-5 観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞

①温泉資源を活用した産業の振興【町】[まちづくり推進課・観光商工課]

観光産業の振興や新たな産業化と雇用の創出による地域の活性化を図ることを目的に、バイオマス発電の熱を利用した温泉利用の検討を行う。

②民間事業者等における事業継続計画（BCP）策定及び活用の促進支援【民間事業者・町】[防災安全課・水産農林課・観光商工課]（5-1 参照）《再掲》
事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策を講じるため、講演会や広報活動により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

③魅力ある南伊勢町産品等の情報発信【民間事業者・町】[観光商工課]
南伊勢町の豊かな自然、独自の資源および伝統的な加工技術などを活かし、本物の南伊勢町ものにこだわった魅力ある産品等を南伊勢ブランドとして認定し情報発信することにより、南伊勢町のイメージアップと地域経済の活性化を行う。

④町内事業者の事業活動への支援【民間事業者・町】[観光商工課]
特産品の加工開発や改良、流通体系の確立及び販路拡大、人材育成等を支援し、町内産業の活性化を図る。

⑤雇用の場の確保と地元就職の促進【近隣市町・町】[観光商工課]
町内への誘致とともに、雇用の場の確保のため広域連携での企業誘致事業へ積極的に参画し、通勤可能範囲への企業誘致を促進する。

⑥観光協会との連携【民間事業者・町】[観光商工課]
観光協会と連携し、観光協会加盟の宿泊施設や飲食店からの避難誘導マップや避難マニュアルを整備する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

①災害時に対応可能な水道施設の整備【町】[上下水道課](2-1、2-4、6-1 参照)《再掲》
指定平時には公共水道として活用できるよう2元的に整備するとともに長期の断水、夏場の

渇水対策としても活用する。他に、高台にある配水池に緊急遮断弁を設置し緊急時の飲料水の確保を図る。

- ②水道施設の耐震化整備【町】[上下水道課](2-1、2-4、6-1 参照)《再掲》
水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する。

- ③給食（配食）サービス施設整備【地域・町民・民間事業者・町】[高齢者支援課・子育て福祉課](2-1、2-4 参照)《再掲》
災害時においては、被災者への食料の供給拠点として、また、平時には高齢者福祉対策として地元食材を使った高齢者用弁当及び健康弁当（減塩食）の給食（配食）サービス事業を行うため、廃校となる学校施設（給食施設）の整備を行う。
○廃校施設を利活用し、改修整備等を行う。
○地産地消のシステムの構築（野菜作り、配達等）を行う。

- ④農林水産業の振興【町民・民間事業者・町】[水産農林課](5-4 参照)《再掲》
若者に魅力のある新たな農業、収益性の高い魚介藻類の養殖業、鮪・鯛などの養殖業の品質向上と新たな水産加工商品開拓によるブランド化を図るほか、ICT 技術を活用した省力化などの環境づくりや、農漁業と観光が連携した地産地消による観光農業・漁業を進め儲かる農漁業化を図っていく。また、万が一津波被害があったとしても迅速な漁業の再生、地域の復興へと繋げていける新たな漁業生産の仕組みを構築すると共に、被災した農林漁業者に対しての融資制度の検討を行う。

- ⑤物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などの実施【農協、県、町】[水産農林課]（5-4 参照）《再掲》
平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施する。（農林水産業全体の体質強化の促進）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ①災害時に対応可能な水道施設の整備【町】[上下水道課](2-1、2-4、5-6 参照)《再掲》
指定平時には公共水道として活用できるよう 2 元的に整備するとともに長期の断水、夏場の渇水対策としても活用する。他に、高台にある配水池に緊急遮断弁を設置し緊急時の飲料水の確保を図る。
- ②水道施設の耐震化整備【町】[上下水道課](2-1、2-4、5-6 参照)《再掲》
水道施設の管路や施設等の耐震化を整備する。
- ③広域的な協力応援協定の締結、飲料水の確保【県・近隣市町・町】[上下水道課]
大規模災害に対応するため、広域的な協力応援協定の締結を図るとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。
- ④水道施設の老朽化施設対策【町】[上下水道課]
上水道施設の更新、再構築を図るとともに、各旧簡易水道施設間を効果的に連絡管により接続し安定供給を図る。
- ⑤高台移転に伴う水道等のインフラ整備【町】[上下水道課・建設課]
若者定住促進のため、高台への住宅の建設にあわせて水道等のインフラを整備する。
- ⑥円滑な給水活動のための地域との連携【町・地域】[上下水道課]
上下水道課の簡易水槽を利用し、飲料水を配水拠点から指定避難所まで運搬し給水活動を行なうため、協定の策定を行う。

6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ①下水道施設や公共浄化槽等の整備【町】[上下水道課]
災害時等において污水处理施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の改築・更新を進めるとともに、污水处理機能を確保するため下水道施設や公共浄化槽等の整備を推進する。
- ②下水道施設の処理場、ポンプ場の耐震化、施設の定期的および緊急時の点検の充実、下水道事業継続計画（BCP）改定【町】[上下水道課]
下水道施設の処理場、ポンプ場について管路の耐震化を図るとともに、施設の定期的な点検および緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）の改定を行う。
- ③下水処理施設の代替性の確保、停電時等の緊急時の運転、管理体制の強化【町】[上下水道課]
下水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、停電時等の緊急時の運転、管理体制の強化等を行う。
- ④下水道処理施設の長寿命化計画の策定・実施及び施設の延命化と更新に伴う処理場の効率化【町】[上下水道課]
下水道処理施設（機械設備）の長寿命化計画を策定・実施を行い、施設の延命化と更新に伴う処理場の効率化を図る。
- ⑤高台移転に伴う排水設備等のインフラ整備【町】[上下水道課]
若者定住促進のため、高台へ住宅を建設にあわせて下水道等のインフラを整備する。

6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ①国道 260 号（命の道、生活の道、産業の道）の基盤整備促進【国・県・町】[建設課](1-1、2-2、5-2、5-3 参照)《再掲》
緊急輸送道路である国道 260 号船越地区は、幅員が狭く視距も悪い、また歩車道の区別もなく非常に危険な道路であるが、地域住民の生活道路、小中学校の通学路となっている。安全安心を確保するため、改良に併せて地震津波災害に強いバイパス道路としての整備を促進する。
緊急輸送道路である国道 260 号東宮～河内間は、幅員が狭い上に急カーブが多い峠道で大型車両はセンターラインを越えて走行せざるを得なく、また、急峻な法面の崩落の危険性が高い道路の改良を促進する。
○未改良区間（船越区間 0.7 km）
○東宮～河内区間 4.6 km（東宮河内 I 期工区 1.8 km）
- ②公共事業に伴い発生する土地の有効活用【国・県・町】[管財契約課・まちづくり推進課](1-1、2-2、5-2、5-3 参照)《再掲》
公共事業に伴い発生する土砂を埋め立てることによりできる土地を自然に配慮した公共施設や若者定住のための住宅団地等として整備する。
○公共施設、住宅用地の整備
○津波避難道路、防災施設の整備
- ③道路の分断において、代替ルートの確保の検討等、バス事業者等の関係機関との連携強化【民間事業者・町】[環境生活課](5-2、5-3 参照)《再掲》
道路の分断において、代替ルートと車両退避場所の確保や、位置情報を取得するために必要な整備の検討等をするとともに、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る。
- ④幹線道路等の分断による影響を想定した国、県、町の連携強化【国・県・町】[建設課・防災安全課](5-2 参照)《再掲》
幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることが想定されることから、国、県、町の連携強化を行い、国道 260 号の基盤整備を促進する。
- ⑤被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための、関係機関との連携強化及び緊急輸送ネットワーク等の整備【県・町】[防災安全課・環境生活課・子育て福祉課]
緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、関係機関と連携強化を図り、緊急輸送ネットワーク等の整備に努める。

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- ①河川、海岸堤防や樋門・水門及び漁港施設等の耐震化・液状化対策等、老朽化対策、維持管理の推進及び国、県の取組の促進【国・県・町】[建設課・水産農林課](1-3、7-2 参照)《再掲》
河川、海岸の堤防や樋門、水門及び漁港施設等について、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、老朽化対策や維持管理の推進及び国、県の取組の促進を行う。また、津波被害リスクが高い漁港海岸においては、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作等の取組推進を行う。
- ②緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携【国・県・町】[建設課]
大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、県と連携し、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。
- ③関係機関との情報共有【国・県・町】[防災安全課]

国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D等を活用し、関係機関との情報共有を円滑に行う。

6-5 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止

①自立分散型エネルギーの導入【国・県・地域・民間事業者・町】[まちづくり推進課](2-5 参照)《再掲》

災害時には病院や避難場所等への固形燃料を活用した発電や熱利用など、防災拠点、避難場所等（公共施設）へ太陽光発電、バイオマス発電設備等の災害に強く環境負担の小さい自立分散型エネルギー等を導入する。

○町内から発生する、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥をバイオマス発電事業の原料として、エネルギー発電、有機肥料生成、排熱活用として資源の利活用を行うことで、二酸化炭素の排出削減など環境負荷低減、ごみ処理費等の削減、農林水産業の活性化などのバイオマス産業都市の創造

○木質バイオマスについては、森林資源を生かすため、県や関係機関との連携を図りながら、課題や活用できる手法の検討

②LP ガス協会との連携強化【民間事業者・町】[防災安全課]

LP ガス協会との連携を強化し、災害時におけるエネルギー確保を図る。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ①津波災害に備えた高台への住宅用地等整備【町】[まちづくり推進課・建設課](1-1 参照)《再掲》
南海トラフ地震・津波から命を守り、安全で安心して暮らせる高台への住宅用地の確保と自然に配慮した団地等の整備を行う。
(当面は南海トラフ地震に備え応急仮設住宅建設用として利用)
○高台の用地取得・造成等
- ②常備消防の体制及び装備資機材、消防設備の整備、消防力の促進、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化整備【消防・町】[防災安全課]
常備消防の体制及び装備資機材、消防設備の整備、消防力の更なる充実強化を促進するとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化整備を図る。
- ③消防団や自主防災組織の研修・訓練等の充実強化【町民・町】[防災安全課]
消防団や自主防災組織の研修・訓練等の充実強化を図るなど、ソフト対策を組み合わせ、体制、人材等の向上を図る。
- ④地域の安全を確保する消防団への入団の促進、活動環境の整備、装備の改善【町民・町】[防災安全課](2-3 参照)《再掲》
地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくために、消防団への入団の促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化と団員に対する安全対策を徹底していく。
- ⑤平時からの空き家対策(除却もしくは借り上げて他に利用など)【町民・町】[環境生活課・まちづくり推進課]
南伊勢町空家等対策協議会と協力し管理不全な状態にある空き家等に対する助言や指導を行う。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ①河川、海岸堤防や樋門・水門及び漁港施設等の耐震化・液状化対策等、老朽化対策、維持管理の推進及び国、県の取組の促進【県・町】[建設課・水産農林課](1-3、6-4 参照)《再掲》
河川、海岸の堤防や樋門、水門及び漁港施設等について、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、老朽化対策や維持管理の推進及び国、県の取組の促進を行う。また、津波被害リスクが高い漁港海岸においては、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作等の取組推進を行う。
- ②津波漂流物による二次的被害軽減のための、関係事業者等に対する減災対策の取組啓発【民間事業者・町】[防災安全課・水産農林課]
津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者等に対する減災対策の取組を啓発するとともに、養殖施設の構造検証及び改良の取組に対して支援を行う。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

- ①避難路周辺における住宅・建築物やブロック塀の耐震化をはじめ、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策の促進【地域・町民・町】[防災安全課](7-4 参照)
避難路における建物やブロック塀などの倒壊による被害や通行不能を回避するため、避難路周辺における住宅・建築物の耐震化やブロック塀の除却をはじめ、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策を促進する。

②建設業協会との災害時応援協定など、平時からの関係機関等との連携強化【民間事業者・町】
[防災安全課]

三重県広域受援計画の啓開活動に基づく建設業協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する。

③児童・生徒、高齢者の交通安全対策【町民・町】[教育委員会](7-4 参照)

児童・生徒、高齢者の交通安全意識を高める。

○子どもたちには、小中学校児童生徒に交通安全教室などを行い、交通安全意識を高める。

○高齢者については、南伊勢町老人クラブ連合会とともに交通安全教室を地域ぐるみで行う。

7-4 避難路及び避難経路における通行不能による多数の死傷者の発生

①避難行動要支援者対策【町民・町】[防災安全課・子育て福祉課・高齢者支援課](4-3 参照)
《再掲》

要支援者、家族、地域、役場、関係者等が災害発生前後における課題等を共有認識する話し合いの場を作っていく。

また、要支援者に情報提供の同意を得ながら、避難支援等関係者に対し、災害が発生する前から、避難行動要支援者名簿情報等を提供し、共有できる体制をつくる。

②児童・生徒、高齢者の交通安全対策【町民・町】[教育委員会](7-3 参照)《再掲》児童・生徒、高齢者の交通安全意識を高める。

○子どもたちには、小中学校児童生徒に交通安全教室などを行い、交通安全意識を高める。

○高齢者については、南伊勢町老人クラブ連合会とともに交通安全教室を地域ぐるみで行う。

③避難路周辺における住宅・建築物やブロック塀の耐震化をはじめ、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策の促進【地域・町民・町】[防災安全課](7-3 参照)《再掲》

避難路における建物やブロック塀などの倒壊による被害や通行不能を回避するため、避難路周辺における住宅・建築物の耐震化やブロック塀の除却はじめ、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策を促進する。

④津波被害の危険性のある地域における避難路の早急な整備【地域・町】[防災安全課]

津波被害の危険性のある地域においては、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難路の早急な整備を行う。

⑤建設業協会との災害時応援協定等による災害時における迅速な道路復旧体制の確立【民間事業者・町】[建設課・防災安全課]

三重県広域受援計画の啓開活動に基づく建設業協会との災害時応援協定等、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、災害時における迅速な道路復旧体制を確立する。

7-5 防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

①老朽化が著しい農業用ため池等の耐震化、長寿命化、定期的な点検、適切な維持管理と整備【町】[水産農林課]

人命等に被害が及ぶと想定される老朽化が著しい農業用ため池等について、耐震化、長寿命化、定期的な点検を行うとともに適切な維持管理と整備を行う。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①農地・森林等の整備にあたり、鳥獣害対策の徹底、地域に根ざした植生を用いるなどの自然との共生【町民・町】[水産農林課]

農地・森林等の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生を用いるなど、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

○農作物への被害が深刻化していることから、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊による有害鳥

獣の個体数調整を行うとともに集落ぐるみで鳥獣害対策を推進する。

- 森林が持つ多様な機能を町民の生活に生かす方策を研究するとともに、伐採箇所の計画的な分散化や尾根・谷部に広葉樹を残すなど環境保全に配慮した森林の整備を行う。
- 手の行き届かない放置竹林や、森林に侵入し森林の健全性を損なう恐れのある竹林については、緊急に整備を行うとともに、伐採した竹を竹チップや竹炭にするなど利活用の方策を検討する。
- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

②適切な間伐等の森林整備・保全による機能の維持・向上、総合的かつ効果的な治山対策等【町】
〔水産農林課〕

適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、地域との連携を図りつつ、森林の持つ土砂災害防止、洪水緩和などの機能が発揮されるための整備を進める。

- 優良材の生産を目指した間伐施業への取組を推進するとともに、エネルギー源など様々な用途へ間伐材を有効利用する。
- 菌床しいたけや木炭など特用林産物の生産による雇用の創出と広葉樹林伐採による獣害対策を行う。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物や災害発生土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理体制の強化【町】[環境生活課]

災害廃棄物処理計画(H29.10)及び災害廃棄物初動対応マニュアル(R2.6)は策定済みであるが、計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする研修を行うとともに計画的に訓練を行う。また、国や県が実施する研修等に積極的に職員を派遣し、災害廃棄物処理に対応できる人材育成に努める。

②災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことによる処理能力の確保【国・県・近隣市町・町】[環境生活課]

災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行う。

③災害廃棄物処理計画等の改定【町】[環境生活課]

災害廃棄物処理計画や災害廃棄物初動対応マニュアルについて、地域防災計画や国の指針の改定等に合わせて計画内容の見直しを行う。

④ごみ焼却施設の老朽化対策（延命化計画）、自家発電設備の設置等による災害対応強化【町】[環境生活課]

ごみ焼却施設については、老朽化対策（延命化計画）とあわせ、自家発電設備の設置等による災害対応強化を推進する。

⑤一般廃棄物の適正な収集運搬の体制整備【町】[環境生活課]

罹災後、避難所等において発生する生活ごみ（一般廃棄物）について適正な収集ができるよう避難所でのごみの出し方に関するルールづくり、収集運搬方法等について災害廃棄物処理行動計画を策定するとともに、民間事業者等との協定締結について検討する

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態

①被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保【町】[管財契約課]

被災建築物応急危険度判定コーディネーターについて、判定実施主体となる町において必要人数を確保する。

②被災宅地危険度判定士の養成【町】[管財契約課]

宅地が災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定士を養成する。

③事前に復興プランを検討する場合、体制（住民の意見も含めて）の検討【地域・町民・町】[防災安全課・まちづくり推進課]

事前に復興プランを検討する場合、体制（住民の意見も含めて）を検討する。

④復旧・復興の核となるリーダーの育成・支援【地域・町民・町】[防災安全課]

レジリエンス（復元力）を踏まえて、復旧・復興の核となるリーダーの育成・支援を行う。（町による認定制度や優れた技術や知識、特技を持った人が主体的に活動できる場の創出、活躍した人の表彰等）

⑤防災・災害ボランティアの育成・支援【地域・町民・町】[防災安全課]

防災・災害ボランティアの育成・支援を行う。（リーダーの補助となる人材）

⑥道路啓開を迅速に行える体制の充実を図るための建設業協会等との訓練の実施【町民・民間事業者・町】[建設課]

建設業協会等との緊急時における協定に基づき道路啓開を迅速に行える体制の充実を図るための訓練を実施する。

⑦建設業界における担い手確保対策や技能労働者の確保対策の促進【民間事業者・町】〔管財契約課・建設課〕(8-6 参照)

復興に向けた応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①東日本大震災や昭和東南海地震などの被災経験を風化させないための、定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実【地域・町民・町】〔防災安全課〕

東日本大震災や昭和東南海地震などの被災経験を風化させないため、定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化する。

②指定緊急避難場所等の整備及び避難訓練の実施、自主防災組織の育成・支援【地域・町民・町】〔防災安全課〕(1-1、1-2、1-3、1-4 参照)《再掲》

指定緊急避難場所の整備、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、避難訓練を各地区の自主防災組織と協働で実施する。

③災害時における地区でのコミュニティ力を強化させるための取組みの平時からの充実、関係機関等における連携・支援【国・県・地域・町民・民間事業者・町】〔まちづくり推進課・総務課・教育委員会・子育て福祉課〕

災害時における地区でのコミュニティ力を強化させるための取組みを平時から充実させ、関係機関等が連携しながら支援していく。

○地区単位で、子どもから高齢者までが参加できる取り組みを実施

○活躍した人たちを表彰し、テレビの行政チャンネルや広報誌で積極的に発信

○若者同士の意見交換ができる場を創出、新たな産業等の企画時に若者と一緒に取り組める環境づくり

○主体的に地域で貢献している団体等に対する支援

○大学生や地域おこし協力隊制度を導入し、地域にある資源を活用した魅力あるまちづくりの推進

○南伊勢高校南勢校舎での、地域資源を生かしたビジネスを研究する「ソーシャル・ビジネス・プロジェクト (SBP)」活動を支援

○子どもたちの活動の場づくりの推進 (ボランティアを募り、子どもが遊びを通じ自立していく活動に支援できる人材の確保)

○町民参画によるワークショップの実施やパブリックコメントの導入など、町民がさまざまな視点からまちづくりなどに対して率直な意見や考えを発言しやすく検討しやすい場や機会を創出

○障がい者や家族などが気軽に相談できる相談支援事業を充実するとともに、生活上の困りごとについても相談体制を充実し、一次相談から専門的な相談への切れ目のない連携ができるよう関係機関間の協力支援体制の確立、強化

8-4 治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

①廃校を活用した福祉施設・地域活性化拠点整備【地域・民間事業者・町】〔子育て福祉課・高齢者支援課〕(2-2 参照)《再掲》

災害時には廃校等の空き施設を避難場所として活用するとともに、平時には地域コミュニティの活性化と高齢者福祉対策として、民間が事業参入しやすいサービス付高齢者住宅、通所型デイサービス等の福祉施設を整備する。

- 空き施設等を活用したサービス付高齢者住宅、通所型デイサービス等の福祉施設を整備する。
- 高齢者の生きがい対策（野菜、果樹栽培等の農作業等）施設や仕組みを整備する。

- ②自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成【地域・町民・町】[防災安全課]
自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り、災害に強い地域づくりを行う。
- ③南伊勢町生活安全推進協議会を主体とした防犯ネットワークの構築及び情報共有・情報提供【地域・町民・町】[防災安全課・環境生活課]
南伊勢町生活安全推進協議会を主体とした防犯ネットワークを構築し情報共有や情報提供を行っていく。

8-5 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- ①地震、津波、洪水、高潮等による浸水対策の推進及び関係機関との連携強化、減災対策の推進【町】[防災安全課]
地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資するため、関係機関との連携強化と減災対策を推進する。
- ②地籍調査の推進【町】[建設課]（8-6 参照）
現地復元性のある地図を整備するため、災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する。

8-6 事業用地の確保、応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ①地籍調査の推進【町】[建設課]（8-5 参照）《再掲》
現地復元性のある地図を整備するため、災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する。
- ②建設業界における担い手確保対策や技能労働者の確保対策の促進【民間事業者・町】[管財契約課・建設課]（8-2 参照）《再掲》
復興に向けた応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る。
- ③燃料供給のサプライチェーンの維持【町】[防災安全課]
応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、対策を進める。
- ④復興の事前準備【県・町】[防災安全課]
被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、県と連携し復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。

⑤被災者の生活再建に向けた支援【県・町】[防災安全課・建設課・高齢者支援課]

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、県と連携し、平常時及び発災時に説明会等を通じた的確に周知していく。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

①風評被害対策として、災害発生時における町内外に正確な情報を発信する体制整備【町】[水産農林課、観光商工課、まちづくり推進課]

風評被害対策として、災害発生時における、町内外に正確な情報を発信する体制整備を行う。
○HP や公式 SNS 等による情報発信

横断的分野

リスクコミュニケーション

- 情報の共有化（ハザードマップ等による町民への周知徹底、避難訓練）
津波等のハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立を行い、町民への周知徹底を図る。
- 自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成
自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り、災害に強い地域づくりを行う。
- 小中学校児童・生徒の地震・津波災害等に関する防災教育の実施
学校教育の場において、日ごろから児童・生徒への安全意識を喚起するとともに、学校、関係機関、保護者、地域が一体となった取り組みを進める。また、幼児期からの防災教育に取り組む。
- 災害時応援協定
災害時の応援のために、公共（県等）や民間事業者とのネットワークを形成しておくために、災害時応援協定を締結する。

老朽化対策

- 漁港関連施設等漁業基盤施設の維持、長寿命化
漁港関連施設等漁業基盤施設の維持、長寿命化を図る。
- 平時からの空き家対策
南伊勢町空家等対策協議会と協力し管理不全な状態にある空き家等に対する助言や指導を行う。

地域振興

- 広域観光ルートの確立と地域の活性化
若者定住と産業振興を図るため、サニーロード（県道 169 号玉城南勢線）を含めた広域的な観光周遊ルートを確立し、継続的に観光誘客ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所等としても活用する。
 - ・ビューポイントの整備（休憩施設、男女別トイレ（身障者用）等）
 - ・観光客の避難場所、備蓄倉庫等の設置
- 温泉資源等、町にある資源を活用した産業の振興
観光産業の振興や新たな産業化と雇用の創出による地域の活性化を図ることを目的に、バイオマス発電の熱を利用した温泉利用の検討を行う。
- 農林水産業の振興（新たな水産加工食品の開発によるブランド化、地産地消）
若者に魅力のある新たな農業、収益性の高い魚介藻類の養殖業、鮪・鯛などの養殖業の品質向上と新たな水産加工商品開拓によるブランド化を図るほか、ICT 技術を活用した省力化などの環境づくりや、農漁業と観光が連携した地産地消による観光農業・漁業を進め儲かる農漁業化を図っていく。また、万が一津波被害があったとしても迅速な漁業の再生、地域の復興へと繋げていける新たな漁業生産の仕組みを構築すると共に、被災した農林漁業者に対しての融資制度の検討を行う。

- 地域にある資源を活用した魅力あるまちづくりの推進
大学生や地域おこし協力隊制度を導入し、地域にある資源を活用した魅力あるまちづくりを推進する。
- 「ソーシャル・ビジネス・プロジェクト（SBP）」の活動支援
南伊勢高校南勢校舎での、地域資源を生かしたビジネスを研究する「ソーシャル・ビジネス・プロジェクト（SBP）」活動を支援する。
- 地域産材の活用
地産地消の考え方を取り入れるなど、地域産材の活用を促進する。

若者定住

- 高台移転に伴う上下水道等のインフラ整備
若者定住促進のため、高台への住宅建設にあわせて上下水道等のインフラを整備する。
- 広域観光ルートの確立と地域の活性化
若者定住と産業振興を図るため、サニーロード（県道 169 号玉城南勢線）を含めた広域的な観光周遊ルートを確立し、継続的に観光誘客ができるよう本町の海山の豊かな自然資源を磨き、南伊勢町の魅力を感じとってもらえるようなビューポイントの整備を行うとともに、災害時には観光客の避難場所等としても活用する。
 - ・ビューポイントの整備（休憩施設、男女別トイレ（身障者用）等）
 - ・観光客の避難場所、備蓄倉庫等の設置
- 温泉資源を活用した産業の振興
観光産業の振興や新たな産業化と雇用の創出による地域の活性化を図ることを目的に、バイオマス発電の熱を利用した温泉利用の検討を行う。
- 移住希望者等への空き家バンク登録物件の情報提供
若者の定住やU・J・Iターン者などの受け入れを促進するため、移住希望者等に空き家バンク登録物件の情報提供を推進する。
- 農林水産業の振興（新たな水産加工品食品の開発によるブランド化、地産地消）
若者に魅力のある新たな農業、収益性の高い魚介藻類の養殖業、鮪・鯛などの養殖業の品質向上と新たな水産加工商品開拓によるブランド化を図るほか、ICT 技術を活用した省力化などの環境づくりや、農漁業と観光が連携した地産地消による観光農業・漁業を進め儲かる農漁業化を図っていく。また、万が一津波被害があったとしても迅速な漁業の再生、地域の復興へと繋げていける新たな漁業生産の仕組みを構築すると共に、被災した農林漁業者に対しての融資制度の検討を行う。
- 若者同士がつどう場づくり等の創出
若者同士が交流し活躍するための場やイベント、スポーツ、地域行事等で活躍できる場づくりのための支援を行います。
- 地域にある資源を活用した魅力あるまちづくりの推進
大学生や地域おこし協力隊制度を導入し、地域にある資源を活用した魅力あるまちづくりを推進する。

人材育成

- 防災・災害ボランティアの育成・支援
防災・災害ボランティアの育成・支援により、地域の防災を担う人材を育成する。
- 自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成
自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り、災害に強い地域づくりを行う。
- 地域を守る主体的な活動を促進するための指導者・リーダーなどの育成
地域防災や介護予防活動など、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。

官民連携

- 災害時応援協定
災害時の応援のために、公共（県等）や民間事業者とのネットワークを形成しておくために災害時応援協定を締結する。
- 観光客等の帰宅困難者や避難者の大規模移送のためのバス事業者等と連携強化
観光客等の帰宅困難者や避難者の大規模移送のため県やバス事業者等との連携を強化する。
（三重県と三重県バス協会が災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定を締結しており今後三重県と協議を進める。）
- 円滑な給水活動のための地域との連携
上下水道課の簡易水槽を利用し、飲料水を配水拠点から指定避難所まで運搬し給水活動を行なうため、協定の策定を行う。

5 計画の着実な推進に向けて

(1) PDCA サイクルによる計画推進

- ・本町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。
- ・このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、施策の推進方針に基づく事業として「南伊勢町地域強靱化のための推進事業一覧」を毎年度更新し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。
- ・こうしたPDCAサイクルを通じ、本町の地域強靱化のスパイラルアップを目指していく。

(2) 推進体制

- ・計画の推進に当たっては、町内に設置している「南伊勢町地域強靱化計画策定委員会」を中心とした全横断的な体制のもと、三重県・国の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施する。

(3) 計画の見直し等

①計画の推進期間

- ・本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、三重県及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年を推進期間とする。
- ・それ以前においても、社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。

②南伊勢町の他の計画等の見直し

- ・本計画は、本町の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、南伊勢町地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

別紙 1

≪ リスクシナリオ別 重要業績指標（KPI） ≫

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
1-1 大規模地震による建物の倒壊や、津波の発生による多数の死傷者の発生				
①	防災ヘリの臨時離着陸の指定数	10 ヶ所	10 ヶ所	2-1、2-2、2-4
②	浸水区域にある保育所の数	2 園	1 園	1-2
②	浸水区域にある小学校の数	2 校	0 校	1-2
③	防災拠点施設となる社会体育施設及びホールの つり天井の耐震化施設数（宿田曾体育館、南 島体育館、南島西体育館、町文、ふれセン）	1 施設	5 施設	1-2、2-1
④	民間社会福祉施設等の耐震化改修、非常用自家 発電機設備の設置、ブロック塀等の改修、大規 模修繕等の補助件数	—	1 件/年	2-1
⑤	総合防災訓練実施回数	1 回/年	1 回/年	1-2、1-3、 1-4、8-3
⑤	総合防災訓練参加率	27%	57%	1-2、1-3、 1-4、8-3
⑥	女性消防団員数	16 名	28 名	2-3
⑦	若者定住住宅・住宅用地の新規整備数	—	61 世帯分	7-1
⑧	防災公園の整備数	—	1 箇所	
⑧	津波被災時の避難場所や公共施設として利用 可能な場所の確保	—	1 箇所	
⑨	指定緊急避難場所の整備率	60%	100%	1-2、1-3、1-4
⑩	国道 260 号の船越バイパス及び東宮河内 I 期 道路整備促進：要望活動回数（同盟会・町単独）	2 回/年	2 回/年	2-2、5-2、 5-3、6-3
⑪	工事により発生する残土の町有敷地整備数	—	1 箇所	2-2、5-2、 5-3、6-3
⑫	小中学校における防災教室開催回数	延べ 17 回	各校 1 回/年以上	
⑫	小中学校における避難訓練実施回数	延べ 24 回	各校 1 回/年以上	
⑬	民間住宅の耐震化補助件数	1 件/年	3 件/年	
⑭	公営住宅の耐震化率	79%	90%	
⑮	家具転倒防止対策費助成金交付申請件数	7 件/年	10 件/年	

⑯	防災講座の開催回数	15 回/年	15 回/年	
---	-----------	--------	--------	--

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
1-2 不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊等による多数の死傷者の発生				
①	浸水区域にある保育所の数	2 園	1 園	1-1
①	浸水区域にある小学校の数	2 校	0 校	1-1
②	防災拠点施設となる社会体育施設及びホールのつり天井の耐震化（宿田曽体育館、南島体育館、南島西体育館、町文、ふれセン）	1 施設	5 施設	1-1、2-1
③	総合防災訓練実施回数	1 回/年	1 回/年	1-1、1-3、1-4、8-3
③	総合防災訓練参加率	27%	40%	1-1、1-3、1-4、8-3
④	指定緊急避難場所の整備率	60%	100%	1-3、1-4
⑤	公共施設等の個別施設計画における各施設の長寿命化計画の策定	実施中	100%	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生				
①	総合防災訓練実施回数	1 回/年	1 回/年	1-1、1-2、1-4、8-3
①	総合防災訓練参加率	27%	40%	1-1、1-2、1-4、8-3
②	指定緊急避難場所の整備率	60%	100%	1-2、1-4
③	民間社会福祉施設等の非常用自家発電機設備の設置、水害対策に伴う改修等の補助件数	—	1 件/年	
④	機能保全計画、長寿命化計画における漁港及び漁港海岸の整備数	3 漁港 1 漁港海岸	6 漁港 3 漁港海岸	6-4、7-2
⑤	道路冠水における排水路の整備数	24 路線/年	25 路線/年	
⑥	洪水ハザードマップの作成及び町 HP への掲載	—	38 地区	
⑦	河川水位情報の表示板が設置してある県、町管理河川の数	5 河川	17 河川	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生				
①	総合防災訓練実施回数	1 回/年	1 回/年	1-1、1-2、 1-3、8-3
①	総合防災訓練参加率	27%	40%	1-1、1-2、 1-3、8-3
②	指定緊急避難場所の整備率	60%	100%	1-2、1-3
③	小中学校における防災教室開催回数	17 回	6 回以上	
④	土砂災害対策を実施した公共施設の数	4 施設	5 施設	
⑤	基礎調査完了後の区域指定に向けた地元説明会の実施回数	30 地区	38 地区	
⑥	三重県が行なう基礎調査の実施地区数	38 地区	見直しが必要 となった箇所 (随時)	
⑦	土砂災害ハザードマップの HP 掲載地区数（指定した区域【地区】を町 HP に掲載）	30 地区	38 地区	
⑦	災害時行動計画（土砂）の策定地区数	—	38 地区	
⑧	土砂災害の危険個所の点検回数（757 箇所）	—	1 回/5 年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
2-1 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止				
①	防災ヘリの臨時離着陸の指定数	10 ヶ所	10 ヶ所	1-1、2-2、2-4
②	防災拠点施設となる社会体育施設及びホールのつり天井の耐震化施設数（宿田曾体育館、南島体育館、南島西体育館、町文、ふれセン）	1 施設	5 施設	1-1、1-2
③	民間社会福祉施設等の耐震化改修、非常用自家発電機設備の設置、ブロック塀等の改修、大規模修繕等の補助件数	—	1 件/年	1-1
④	拠点給水（伊勢路ムクロジ水源）施設の整備（5 か所）	—	100%/R10	2-4、5-6、6-1
④	緊急遮断弁の整備（5 か所）	—	100%/R10	2-4、5-6、6-1
⑤	浄水施設耐震率	56.8%	61.4%	2-4、5-6、6-1
⑤	配水池耐震施設率	52.4%	61.9%	2-4、5-6、6-1
⑤	基幹管路耐震適合率	24.3%	30%/R10	2-4、5-6、6-1

⑥	災害時に活用できる給食（配食）サービス施設の数	—	1 施設	2-4、5-6
⑦	防災倉庫（備蓄倉庫）の整備率	79%	86%	2-4
⑧	非常用食料品の備蓄数	65, 826 食	65, 000 食	2-4
⑨	災害時応援協定締結団体との相互の連絡体制の確認回数	1 回/年	1 回/年	
⑩	県管理港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備数	1 施設 （吉津港）	1 施設 （奈屋浦漁港）	

施策 番号	指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和 8 年度）	再掲
2-2 浦々等に点在する 38 の集落における長期にわたる孤立集落等の発生				
①	防災ヘリの臨時離着陸の指定数	10 ヶ所	10 ヶ所	1-1、2-1、2-4
②	空き公共施設を活用した高齢者福祉施設の数	—	1 施設	8-4
③	国道 260 号の船越バイパス及び東宮河内 I 期道路整備促進：要望活動回数（同盟会・町単独）	2 回	2 回/年	1-1、5-2、5-3、6-3
④	工事により発生する残土の町有敷地整備数	—	1 箇所	1-1、5-2、5-3、6-3
⑤	ヘリの臨時離着陸の適正な維持管理	10 箇所	10 箇所	
⑥	災害時応援協定締結団体との相互の連絡体制の確認回数	1 回/年	1 回/年	
⑦	橋梁の耐震化率：【町】 ①橋長 15m以上の橋梁 ②橋長 15m未満の橋梁	①33. 3% ②0. 4%	①36. 9% ②6. 0%	
⑧	地域づくり支援事業活動区数	100% (38 地区)	100%	

施策 番号	指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和 8 年度）	再掲
2-3 災害救助における活動拠点、人員、資機材等の絶対的不足				
①	総合防災訓練実施回数	1 回/年	1 回/年	
②	消防団訓練回数	2 回/年	2 回/年	
③	三重県等関係機関との合同訓練実施回数	—	1 回	
④	女性消防団員数	16 名	28 名	1-1
⑤	消防団員数	585 人	610 人	7-1

⑤	小型動力ポンプ付積載車の更新台数	2 台/年	2 台/年	7-1
---	------------------	-------	-------	-----

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
2-4 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者等（観光客・通勤者を含む）の発生・混乱				
①	防災ヘリの臨時離着陸の指定数	10 ヶ所	10 ヶ所	1-1、2-1、2-2
②	拠点給水（伊勢路ムクロジ水源）施設の整備	—	100%/R10	2-1、5-6、6-1
②	緊急遮断弁の整備（5 か所）	—	100%/R10	2-1、5-6、6-1
③	浄水施設耐震率	56.8%	61.4%	2-1、5-6、6-1
③	配水池耐震施設率	52.4%	61.9%	2-1、5-6、6-1
③	基幹管路耐震適合率	18%	19.7%/R10	2-1、5-6、6-1
④	災害時に活用できる給食（配食）サービス施設の数	—	1 施設	2-1、5-6
⑤	防災倉庫（備蓄倉庫）の整備率	79%	86%	2-1
⑥	非常用食料品の備蓄数	65,826 食	65,000 食	2-1
⑦	町内食料品スーパー等との災害時応援協定締結数	—	5 団体	
⑧	ステップアッププログラムのビューポイント整備（鵜倉園地整備）（環境庁・県事業）	実施中	完成	5-3
⑨	バス事業者等との連携強化のための県との協議回数	—	1 回/年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				
①	町内にかかりつけ医をもつ人の割合	51.3%	60%	
②	町立病院の常勤医師数	5 名	5 名	
③	町立病院の BCP 計画の更新	—	更新	
④	病院の災害対応訓練の実施回数	2 回/年	3 回/年	
⑤	トリアージ訓練の実施回数	—	1 回/年	
⑥	健康づくり推進協議会の開催回数	—	2 回/年	

⑦	健康教室（居場所）を開催回数	36 地区/年	38 地区/年	
⑧	健康教室（居場所）を開催回数	36 地区/年	38 地区/年	
⑨	介護予防教室実施団体数	56 団体	75 団体	
⑨	町が開催した介護職員初任者研修の修了者数	91 人	150 人	
⑩	子育て支援センター利用者数	延べ 2,793 人	延べ 4,500 人	
⑪	妊婦健診、乳幼児健診受診率	99.3%	100%	
⑫	福祉関係者によるアンケートにおいて「関係者の連携がよかった」と回答した関係者の割合	—	100%	
⑬	多職種連携会議の開催回数	3 回/年	4 回/年	
⑭	地域ケア個別会議の開催回数	6 回/年	12 回/年	
⑭	地域ケア推進会議の開催回数	—	1 回/年	
⑮	町民包括評価の効果検証結果による新規事業化地区数	4 地区	10 地区	
⑯	バイオマス発電施設の整備	検討中	稼働	6-5
⑰	ガソリン販売事業者等との相互の連絡体制の確認回数	1 回/年	1 回/年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
2-6 被災地における疾病・感染等の大規模発生				
①	道路啓開等に必要な重機等の格納施設及び災害復旧に係る資材置き場の高台への整備数	3 箇所	4 箇所	5-2、5-3
②	指定避難所に備蓄した感染症対策に必要な備品等の更新	配備済	随時	
③	火葬場等への非常用電源整備数	1 施設	3 施設	
④	遺体安置所の整備数	—	2 箇所	
⑤	定期 A 類 B 類予防接種の接種を行える町内医療機関の割合	100%	100%	
⑥	定期 A 類 B 類予防接種の接種についての周知啓発	2 回/年	2 回/年	
⑦	特定空き家の解消件数	9 件/年	5 件/年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生				
①	防災拠点整備となる社会体育施設及びホールのつり天井の耐震化施設数(宿田曾体育館、南島体育館、南島西体育館、町文、ふれセン)	1 施設	5 施設	
①	非常用食料品の備蓄数	65, 826 食	65, 000 食	
①	防災倉庫(備蓄倉庫)の整備率	79%	86%	
②	高齢者・障がい者・外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定	—	策定	
②	福祉避難所の指定施設数	4 施設	4 施設	
③	総合防災訓練の実施回数	1 回/年	1 回/年	
③	南伊勢高校での防災教育開催回数	—	7 回/年	
④	災害用飲料水備蓄設備保守点検回数(セイフティータワー3基:旧西中学校、南島中学校、宿田曾体育館横)	1 回/年	1 回/年	
④	非常食・保存水の更新回数	1 回/年	1 回/年	
④	各家庭における必要な備蓄等の促進の広報啓発活動	1 回/年	1 回/年	
⑤	被災者支援システムの導入	—	導入完了	
⑥	災害時の健康管理等に関する研修会への参加回数		1 回/年以上	
⑦	町内の医療機関と災害時の医療体制についての協議回数	—	2 回/年以上	
⑧	事前復興計画の策定地区数	—	2 地区/旧村単位	
⑧	被災建築物応急危険度判定士人数	2 名	4 名	
⑧	被災宅地危険度判定士人数	12 名	20 名	
⑨	大規模災害における被災者の孤立防止や心のケアを想定した研修等の実施回数	—	1 回/年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
3-1 災害対策拠点施設の倒壊や拠点機能の混乱等による災害対応機能の機能不全				
①	業務継続計画（震災対策編）策定の進捗率	100%	継続	
②	役場の代替機能（旧南海園の整備）の整備	—	整備完了	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
3-2 役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下や停止				
①	公共施設等総合管理計画に基づく施設の整理	公有財産管理 台帳及び固定 資産台帳の基 礎データを取 得	財産取得、処 分毎にデータ 更新	
①	公有財産管理台帳及び固定資産台帳の順じ更新	財産取得、処 分毎にデータ 更新の実施	財産取得、処 分毎にデータ 更新	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止				
①	町内公共施設への代替電力の普及施設数	1 施設	5 施設	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態				
①	総合防災訓練実施回数	1 回/年	1 回/年	4-3
①	総合防災訓練参加率	27%	57%	4-3

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態				
①	総合防災訓練実施回数	1 回/年	1 回/年	4-2
①	総合防災訓練参加率	27%	57%	4-2

②	避難行動要支援者名簿登録率	100%	100%	7-4
②	避難行動要支援者名簿のうち法に基づく「同意」が有る人の割合	28.6%	50%	7-4
②	避難行動要支援者名簿の更新	1回/年	1回/年	7-4
③	町公式 SNS フォロワー数	1,582 人 (R2.12 時点)	2,300 人	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下				
①	バイオマス発電施設の整備	検討中	稼働予定	
②	獣害対策駆除数	3,386 頭	3,850 頭	5-4
②	食害生物の駆除面積	5ha/年	5ha/年	5-4
③	民間事業所における BCP 運用訓練の実施回数	—	1回/年	5-5
④	流通拠点漁港の BCP 訓練の実施回数	1回/年	1回/年	5-4

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
5-2 海岸線沿い東西約 55km にわたる唯一の基幹道路（国道 260 号）が分断することによる道路交通網の麻痺等				
①	国道 260 号の船越バイパス及び東宮河内 I 期道路整備促進：要望活動回数（同盟会・町単独）	2回/年	2回/年	1-1、2-2、5-3、6-3
②	工事により発生する残土の町有敷地整備数	—	1箇所	1-1、2-2、5-3、6-3
③	道路啓開等に必要な重機等の格納施設及び災害復旧に係る資材置き場の高台への整備数	3箇所	4箇所	2-6、5-3
④	橋梁の耐震化率：【町】 ①橋長 15m以上の橋梁 ②橋長 15m未満の橋梁	①33.3% ②0.4%	①36.9% ②6.0%	
⑤	バス事業者との災害時の代替ルート検討等の協議回数	—	2回/年	5-3、6-3
⑥	国道 260 号の船越バイパス及び東宮河内 I 期道路整備促進：要望活動回数（同盟会・町単独）	2回/年	2回/年	6-3

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
5-3 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人材への甚大な影響				
①	国道260号の船越バイパス及び東宮河内Ⅰ期道路整備促進：要望活動回数（同盟会・町単独）	2回/年	2回/年	1-1、2-2、5-2、6-3
②	工事により発生する残土の町有敷地整備数	—	1箇所	1-1、2-2、5-2、6-3
③	道路啓開等に必要な重機等の格納施設及び災害復旧に係る資材置き場の高台への整備数	3箇所	4箇所	2-6、5-2
④	ステップアッププログラムのビューポイント整備（鵜倉園地整備）（環境庁・県事業）	実施中	完成/R2	2-4
⑤	県道南島大宮大台線道路整備促進：要望活動回数（同盟会）	1回/年	1回/年	
⑤	町道整備（舗装・法面・道路改良）の要望回数	1回/年	1回/年	
⑥	県単要望回数	1回/年	1回/年	
⑦	町管理道路の工事件数	22件/年	25件/年	
⑦	子どもや障がい者、高齢者の方への利用意識調査回数	—	1回/年	
⑧	バス事業者との災害時の代替ルート検討等の協議回数	—	2回/年	5-2、6-3

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
5-4 大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び 被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞				
①	農漁業におけるICT技術を導入した事業件数	—	1件	5-6
②	獣害対策駆除数	3,386頭	3,850頭	5-1
②	食害生物の駆除面積	5ha/年	5ha/年	5-1
③	機能保全計画・長寿命化計画におけるの町営漁港海岸の整備数	3漁港 1漁港海岸	6漁港 3漁港海岸	
④	遊休農地面積	93.7ha	90ha	5-6
⑤	流通拠点漁港のBCP訓練の実施回数	1回/年	1回/年	5-1

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
5-5 観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞				
①	温泉活用に向けた検討会の開催回数	—	10回	

②	民間事業所における BCP 運用訓練の実施回数	—	1 回/年	5-1
③	南伊勢ブランドの認定数	25 件	30 件	
④	特産品の開発数	1 品/年	3 品/年	
⑤	企業誘致件数	1 件	6 件	
⑥	観光協会加盟宿泊施設等における避難マップの作成率	100%	100%	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
5-6 食料等の安定供給の停滞				
①	拠点給水（伊勢路ムクロジ水源）施設の整備	—	100%/R10	2-1、2-4、6-1
①	緊急遮断弁の整備（5 か所）	—	100%/R10	2-1、2-4、6-1
②	浄水施設耐震率	56.8%	61.4%	2-1、2-4、6-1
②	配水池耐震施設率	52.4%	61.9%	2-1、2-4、6-1
②	基幹管路耐震適合率	18%	19.7%/R10	2-1、2-4、6-1
③	災害時に活用できる給食（配食）サービス施設の数	—	1 施設	2-1、2-4
④	農漁業における ICT 技術を導入した事業件数	—	1 件	5-4
⑤	遊休農地面積	93.7ha	90ha	5-4

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止				
①	拠点給水（伊勢路ムクロジ水源）施設の整備	—	100%/R10	2-1、2-4、5-6
①	緊急遮断弁の整備（5 か所）	—	100%/R10	2-1、2-4、5-6
②	浄水施設耐震率	56.8%	61.4%	2-1、2-4、5-6
②	配水池耐震施設率	52.4%	61.9%	2-1、2-4、5-6
②	基幹管路耐震適合率	18%	19.7%/R10	2-1、2-4、5-6
③	水道災害時応援協定締結団体との会議回数	1 回/年	1 回/年	

④	災害時の連絡管の整備率	30%	100%/R10	
⑤	水道施設の整備箇所数	1 箇所	3 箇所	
⑥	地域との給水に関する協定	—	100%/R5	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
①	下水道施設の更新数	1 施設	3 施設	
①	合併浄化槽の整備数	380 機	440 機	
②	下水道事業継続計画の（BCP）改定	—	改定	
③	移動脱水車等の更新台数	—	1 台/R5	
④	町内の処理場（機械設備）の長寿命化計画策定数	5 計画/9 計画	9 計画/9 計画	
⑤	若者定住のための下水道整備箇所数	1 箇所	2 箇所	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止				
①	国道 260 号の船越バイパス及び東宮河内 I 期道路整備促進：要望活動回数（同盟会・町単独）	2 回/年	2 回/年	1-1、2-2、5-2、5-3
②	工事により発生する残土の町有敷地整備数	—	1 箇所	1-1、2-2、5-2、5-3
③	バス事業者との災害時の代替ルート検討等の協議回数	—	2 回/年	5-2、5-3
④	国道 260 号の船越バイパス及び東宮河内 I 期道路整備促進：要望活動回数（同盟会・町単独）	2 回/年	2 回/年	5-2
⑤	「中部版：くしの歯作戦」【伊勢志摩地区合同】会議の開催回数	1 回/年	1 回/年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全				
①	機能保全計画、長寿命化計画における漁港及び漁港海岸の整備数	3 漁港 1 漁港海岸	6 漁港 3 漁港海岸	1-3、7-2
②	町内建設業等との災害時応援協定団体数	1 団体	2 団体	

③	防災情報プラットフォームを活用した県との防災訓練	1 回/年	1 回/年	
---	--------------------------	-------	-------	--

施策番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
6-5 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止				
①	バイオマス発電施設の整備	検討中	稼働	2-5
②	燃料供給協定締結団体との相互の連絡体制の確認回数	1 回/年	1 回/年	

施策番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
7-1 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生				
①	若者定住住宅・住宅用地の新規整備数	—	61 世帯分	1-1
②	広域消防との会議回数	15 回/年	12 回/年	
③	消防団訓練回数	2 回/年	2 回/年	
④	消防団員数	585 人	610 人	2-3
④	小型動力ポンプ付積載車の更新台数	2 台/年	2 台/年	2-3
⑤	空家対策協議会開催回数	1 回/年	2 回/年	
⑤	空き家バンク制度による空き家成約件数	8 件/年	10 件/年	

施策番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生				
①	機能保全計画、長寿命化計画における漁港及び漁港海岸の整備数	3 漁港 1 漁港海岸	6 漁港 3 漁港海岸	1-3、6-4
②	海上保安協会鳥羽支部役員会の開催回数	1 回/年	1 回/年	

施策番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺				
①	ブロック塀の除却件数	6 件/年	5 件/年	7-4

②	建設業協会等との訓練及び情報交換回数	1 回/年	1 回/年	
③	交通安全教室開催数	1 回	6 回以上	7-4

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
7-4 避難路及び避難経路における通行不能による多数の死傷者の発生				
①	避難行動要支援者名簿登録率	100%	100%	4-3
①	避難行動要支援者名簿のうち法に基づく「同意」が有る人の割合	28.6%	50%	4-3
①	避難行動要支援者名簿の更新	1 回/年	1 回/年	4-3
②	交通安全教室開催数	1 回	6 回以上	7-3
③	ブロック塀の除却件数	6 件/年	5 件/年	7-3
④	一次避難場所及び避難路の改良箇所数	9 箇所	20 箇所	
⑤	災害時応援協定締結団体との相互の連絡体制の確認回数	1 回/年	1 回/年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
7-5 防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生				
①	農業用ため池の点検・診断実施率	58%	100%/R5	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)	再掲
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
①	間伐等森林整備面積	28.49ha/年	30ha/年	
①	中山間地域等直接支払制度に取り組んだ集落数	1 組織（広域）	1 組織（広域）	
②	多面的機能支払交付金事業に取り組んだ活動組織数	5 組織	5 組織	
②	森林経営管理法に基づく森林整備	—	140ha	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
8-1 大量に発生する災害廃棄物や災害発生土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態				
①	災害廃棄物初動対応マニュアルを用いた訓練の実施回数	—	1回/年	
②	民間処理業者との災害廃棄物処理応援協定数	1件	継続	
③	災害廃棄物処理計画の改定	—	計画の改定	
④	ごみ焼却施設への非常用電源の設置	—	完了	
⑤	民間事業者等との災害廃棄物に関する協定の締結	—	協定の締結	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態				
①	被災建築物応急危険度判定コーディネーター人数	12人	24人	
②	被災宅地危険度判定士人数	14人	20人	
③	モデル地区の復興計画の作成	—	作成完了/R4	
④	三重県及び町による自主防災組織の研修、懇話会の開催回数	1回/年	1回/年	
⑤	災害ボランティア登録者数	52名	88名	
⑥	建設業協会等との道路啓開訓練の実施回数	—	1回/年	
⑦	施行時期の平準化を行った250万円以上の工事の実施率	20%	100%	8-6
⑦	町発注工事における週休2日制の工事の実施率	1%	100%	8-6

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・喪失				
①	防災勉強会の開催数	20回/年	76回/年	
②	総合防災訓練実施回数	1回/年	1回/年	1-1、1-2、1-3、1-4
②	総合防災訓練参加率	27%	40%	1-1、1-2、1-3、1-4
③	地域貢献促進事業活用団体数	13団体	15団体	

③	町民表彰式・実践発表会の実施回数	1 回/年	1 回/年	
③	みずから積極的に地域に関わり、地域への関心や理解を深めることができた児童生徒の割合	84%	82.5%	

施策番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
8-4 治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態				
①	空き公共施設を活用した高齢者福祉施設の数	—	1 施設	2-2
②	三重県及び町による自主防災組織の研修、懇話会の開催回数	1 回/年	1 回/年	
③	南伊勢町生活安全推進協議会開催回数	1 回/年	1 回/年	

施策番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
8-5 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態				
①	南伊勢町防災会議の開催回数	1 回/年	1 回/年	
②	地籍調査の着手地区数	3 地区	3 地区	

施策番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
8-6 事業用地の確保、応急仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
①	地籍調査の着手地区	3 地区	3 地区	8-5
②	施行時期の平準化を行った250万円以上の工事の実施率	—	100%	8-2
②	町発注工事における週休2日制の工事の実施率	—	100%	8-2
③	事前復興計画の策定地区数(旧村単位2地区予定)	0 地区	2 地区/旧村単位	
④	事前復興計画の策定地区数(旧村単位2地区予定)	0 地区	2 地区/旧村単位	
⑤	事前復興計画の策定地区数(旧村単位2地区予定)	0 地区	2 地区/旧村単位	
⑤	被災建築物応急危険度判定士人数	2 名	4 名	
⑤	被災宅地危険度判定士人数	12 名	20 名	
⑤	大規模災害における被災者の孤立防止や心のケアを想定した研修等の実施回数	—	1 回/年	

施策 番号	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響			
①	町公式 SNS フォロワー数	1,582 人 (R2.12 時点)	2,300 人	

《横断的分野 重要業績指標（KPI）》

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	再掲
リスクコミュニケーション			
総合防災訓練の実施回数	1回/年	1回/年	
総合防災訓練参加率	27%	57%	
災害時応援協定締結団体数	1件	継続	
老朽化対策			
特定空き家の解消件数	11件/年	5件/年	
地域振興			
観光入込客数	271,276人	400,000人	
若者定住			
役場の移住支援制度を活用して移住した人数	42人	92人	
人材育成			
災害ボランティア登録者数	52名	76名	
自主防災組織結成率	100%	100%	
介護予防教室実施団体の数	56団体	75団体	
官民連携			
災害時応援協定締結団体数	45団体	随時	
バス事業者との連携強化のための県との協議回数	—	1回/年	
地域との給水に関する協定	—	100%/R5	

【関係資料】

- ・ 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和 2 年 2 月版）

【掲載 URL】 <https://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/77496006278.htm>

- ・ 「中部版くしの歯作戦」（令和 2 年 6 月改定版）

- ・ くしの歯ルート図＜三重県＞（令和 2 年 6 月版）

【掲載 URL】 <https://www.cbr.mlit.go.jp/road/kanri-bunkakai/>

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

【掲載 URL】 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

南伊勢町地域強靱化計画

2021 年 3 月 改定

2022 年 3 月 一部改定

2023 年 3 月 一部改定

2024 年 3 月 一部改定

2026 年 3 月 一部改定

編集・発行/南伊勢町まちづくり推進課

〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057

電話：0599-66-1366

FAX：0599-66-1846

<https://www.town.minamiise.lg.jp>